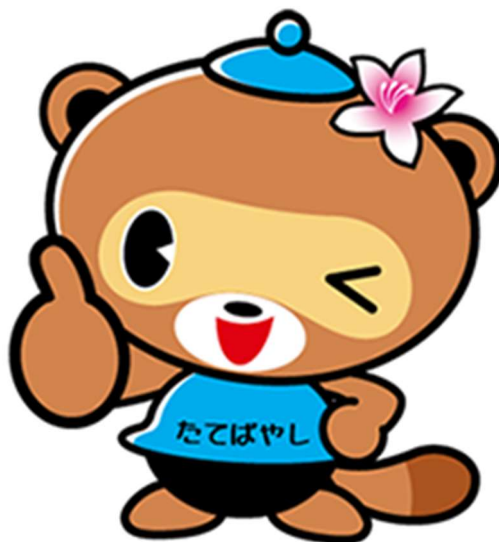


## 第2期館林市子ども・子育て支援事業計画

子育てを社会全体で支えあい、  
安心して元気な子どもと親が育つ 里沼のまち  
(案)

※第5章以降の各教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、現時点の案を入れております。今後、量の見込みと確保方策については数値や表記の仕方などの変更があります。



令和元年 12 月  
館林市



# 目 次

<b>第1章</b>	<b>計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1	計画の趣旨 .....	1
2	計画の位置づけ .....	2
3	計画の期間 .....	3
4	計画の策定体制 .....	3
<b>第2章</b>	<b>子ども・子育てを取り巻く状況</b> .....	<b>4</b>
1	子どもや子どものいる家庭の状況 .....	4
2	婚姻・出産等の状況 .....	7
3	就業の状況 .....	10
4	生活困難な家庭の状況 .....	12
5	子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果について .....	14
6	子ども・子育てに関する方向性 .....	26
<b>第3章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b> .....	<b>27</b>
1	基本理念 .....	27
2	基本目標 .....	28

<b>第4章</b>	<b>子ども・子育て支援施策の展開</b>	<b>30</b>
基本目標1	すべての子育て家庭を支える	30
基本目標2	人権、いのち、健康を守る	34
基本目標3	安心して子育てができる生活環境を確保する	39
基本目標4	子どもと親の未来をつなぐ	41
<b>第5章</b>	<b>量の見込みと確保方策</b>	<b>45</b>
1	事業計画における子ども・子育て支援サービスについて	45
2	教育・保育の量の見込みと確保方策	48
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	54
4	教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって	70
<b>第6章</b>	<b>計画の推進</b>	<b>72</b>
1	計画の推進体制	72
2	計画の進捗管理	73
3	計画の周知及び広報	73

## 資料編



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の趣旨

近年、我が国においては、急激な少子化等を背景として、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく、日々変化し続けています。

このような状況の中、国や地域を挙げて、「社会全体で子ども・子育てを支援する」という新しい支え合いの仕組みを構築するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

これらの法律に基づき、国では、平成27年4月から、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本市では、新制度に基づき「館林市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化しています。

また、全国的に少子化が進む中、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の早期着手や幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となってさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、第1期計画を見直すとともに、本市のさらなる子育て環境の向上、発展に向けて、「第2期館林市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。



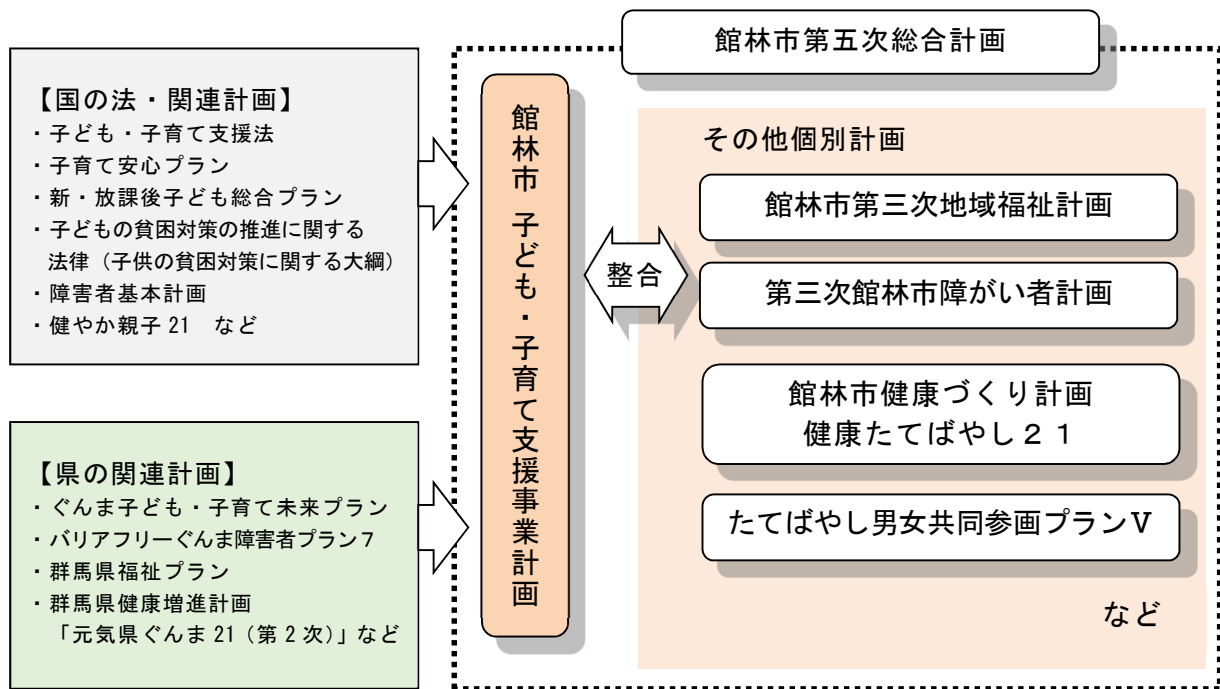
## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

また、国の母子保健法に基づく「健やか親子 21（母子保健計画）」の策定指針、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 10 条から第 14 条における地方公共団体が行う支援について、本市の施策を盛り込んだものです。

また、館林市における最上位計画である「たてばやし市民計画 2020／館林市第五次総合計画」の将来都市像である「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」を具体的に実現する計画として位置づけるとともに、他の個別計画と整合性を図りながら策定しました。

### ■ 計画の位置づけ





### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期計画					第2期計画				

### 4 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第77条に規定する館林市子ども・子育て会議を中心とした審議や平成31年1月に実施した子ども・子育てに関する状況や意向等のニーズ調査を踏まえ、策定しました。

#### (1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況及び利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査として平成31年1月に実施しました。

#### (2) 館林市子ども・子育て会議の実施

子ども・子育て支援法第77条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成し、計画の内容等を審議しました。

#### (3) パブリックコメントによる意見公募

ホームページ等において計画案を公表し、意見を収集しました。



# 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

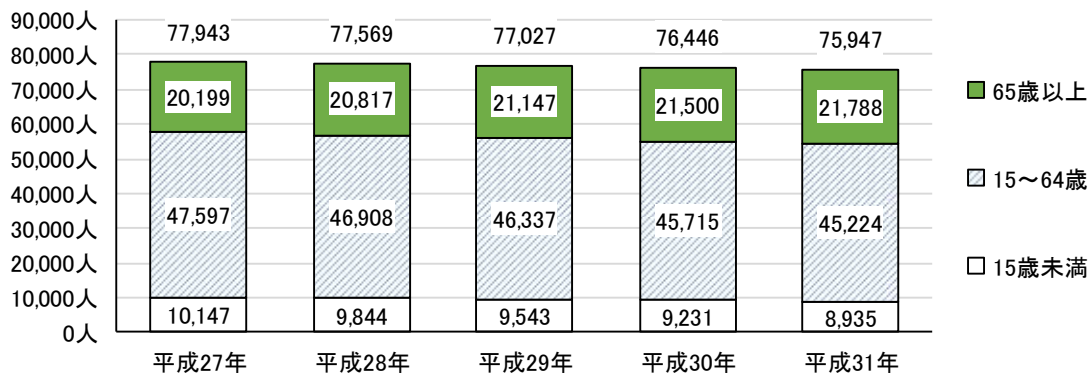
## 1 子どもや子どものいる家庭の状況

### (1) 総人口及び年齢3区分人口

本市の総人口は平成31年4月現在75,947人となっています。

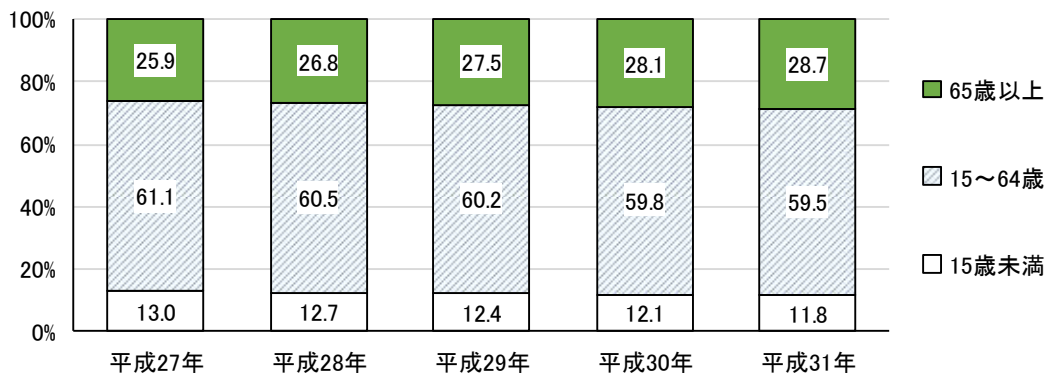
また、年齢3区分の推移をみると、生産年齢人口割合、年少人口割合が年々減少している一方で、高齢人口割合は増加しており、今後も高齢化が進むと予測されます。

■ 総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

■ 年齢3区分人口構成比の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

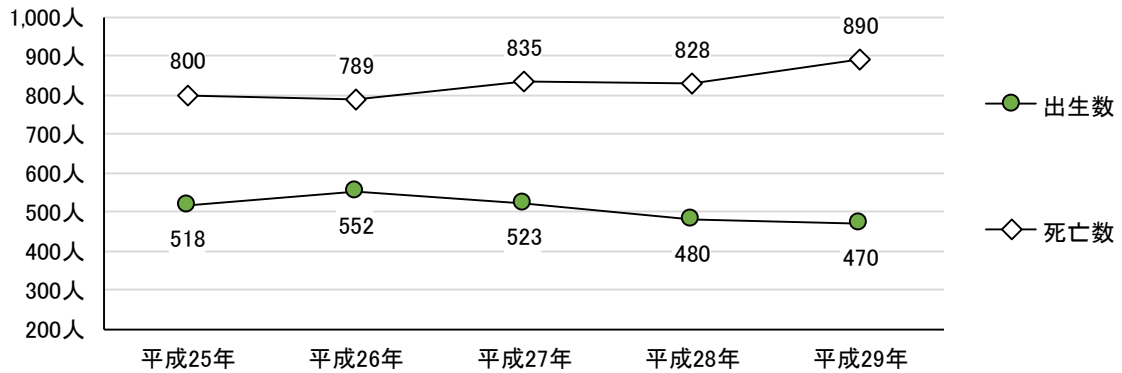




## (2) 自然動態

本市の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回っており、出生数は減少しています。

### ■出生数及び死亡数の推移

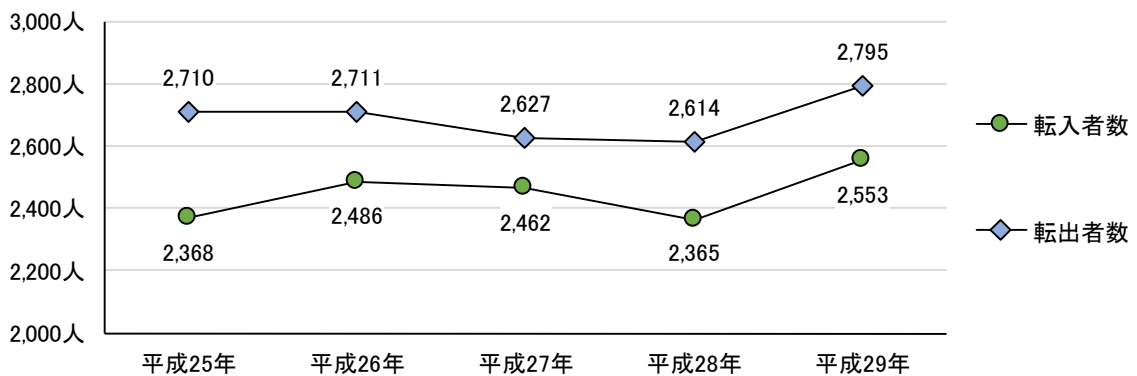


資料:群馬県人口動態調査

## (3) 社会動態

本市の転入者数及び転出者数の推移をみると、平成25年度以降、転出者数が転入者数を上回っています。

### ■転入者数及び転出者数の推移



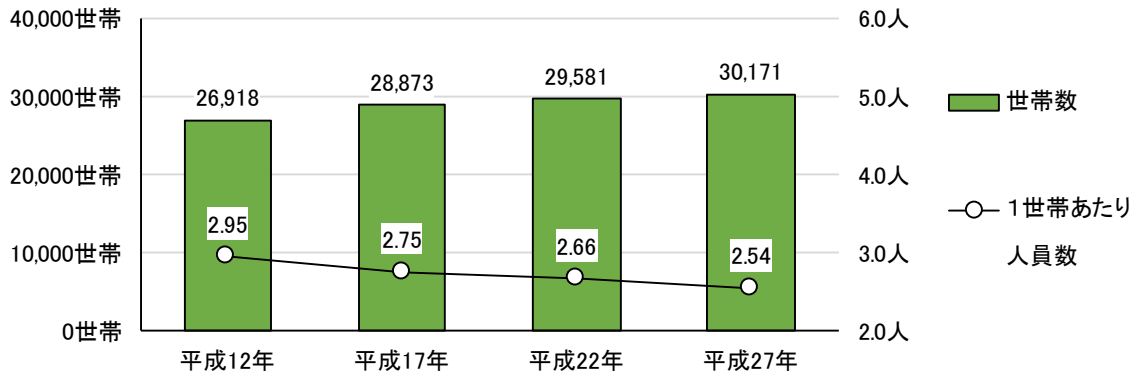
資料:群馬県移動人口調査



### (4) 世帯数

本市の世帯数は、年々増加しており、平成27年には30,000世帯を超えています。  
一方、1世帯あたり人員数は年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■ 世帯数と1世帯あたり人員数の推移



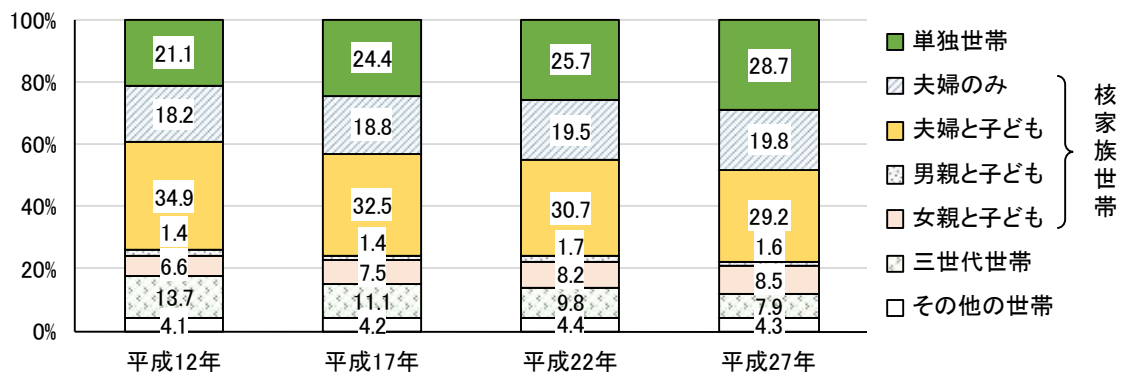
資料:国勢調査

### (5) 世帯類型

本市の世帯類型をみると、単独世帯、核家族世帯のうち夫婦のみの世帯が年々増加しており、平成27年では、単独世帯は28.7%、核家族世帯のうち夫婦のみの世帯は19.8%となっています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもの世帯が増加しています。

■ 世帯類型による世帯構成比の推移



資料:国勢調査



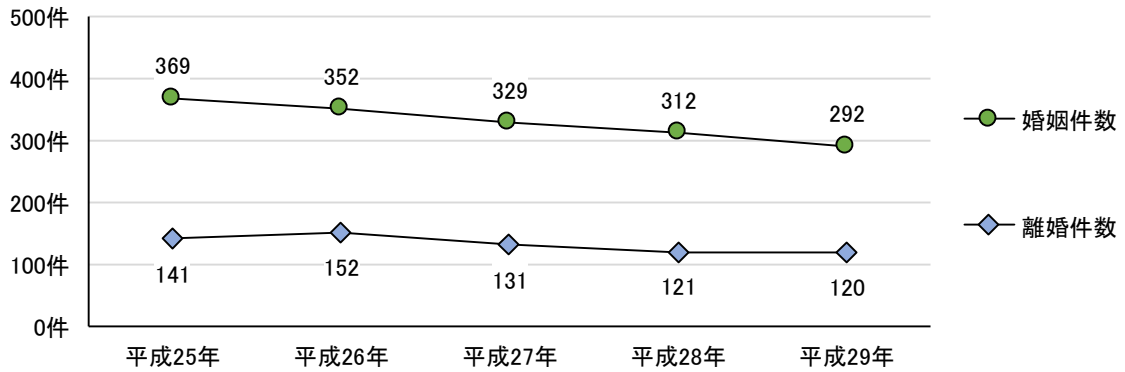
## 2 婚姻・出産等の状況

### (1) 婚姻・離婚

本市の婚姻件数は年々減少しており、平成29年では292件となっています。

また、離婚件数も年々減少しており、平成29年では120件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移

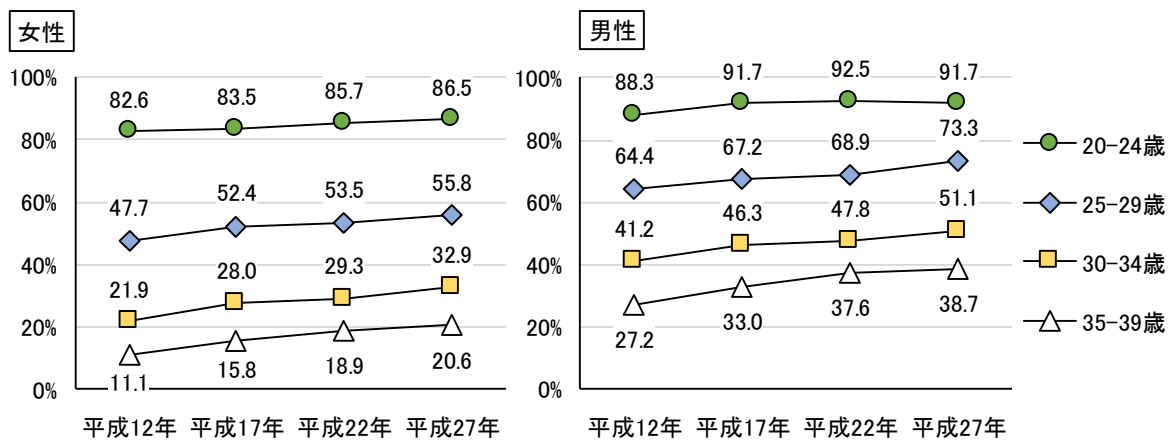


資料:群馬県人口動態調査

### (2) 未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。男性、女性ともに30代の未婚率の上昇が大きく、15年間でみると、30~34歳では女性が11.0ポイント上昇、男性が9.9ポイント上昇、35~39歳では女性が9.5ポイント上昇、男性が11.5ポイント上昇しています。

■未婚率の推移



資料:国勢調査

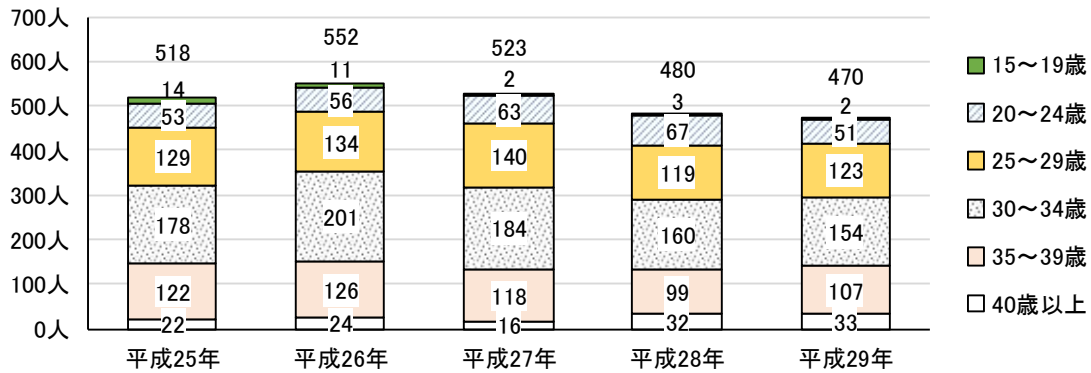


### (3) 母親の年齢別出生数

本市の出生数は、平成26年度以降、年々減少しており、平成29年度は470人となっています。

また、平成25年と平成29年を比較すると、20～24歳、25～29歳、40歳以上の出生が多くなっています。

#### ■母親の年齢別出生数の推移

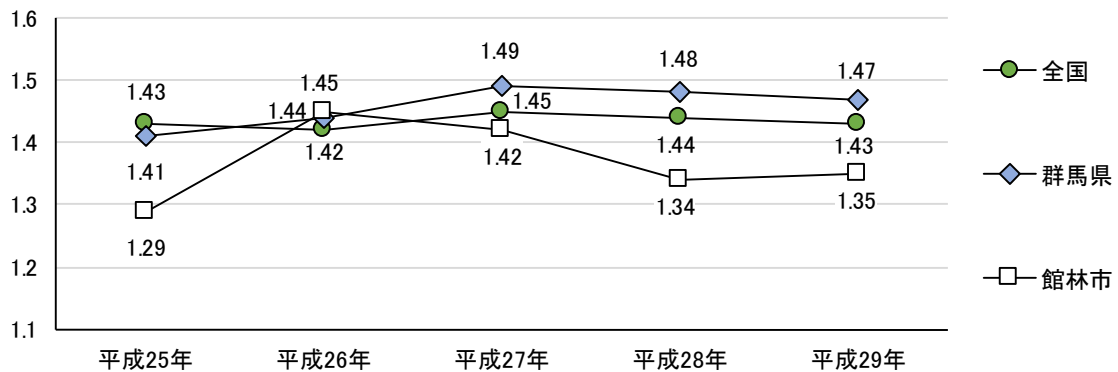


資料：群馬県人口動態調査

### (4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子の平均数の移り変わりを表したものです。本市の合計特殊出生率は、平成29年で1.35となっており、全国及び群馬県の数値を下回っています。

#### ■合計特殊出生率の推移



資料：群馬県人口動態調査

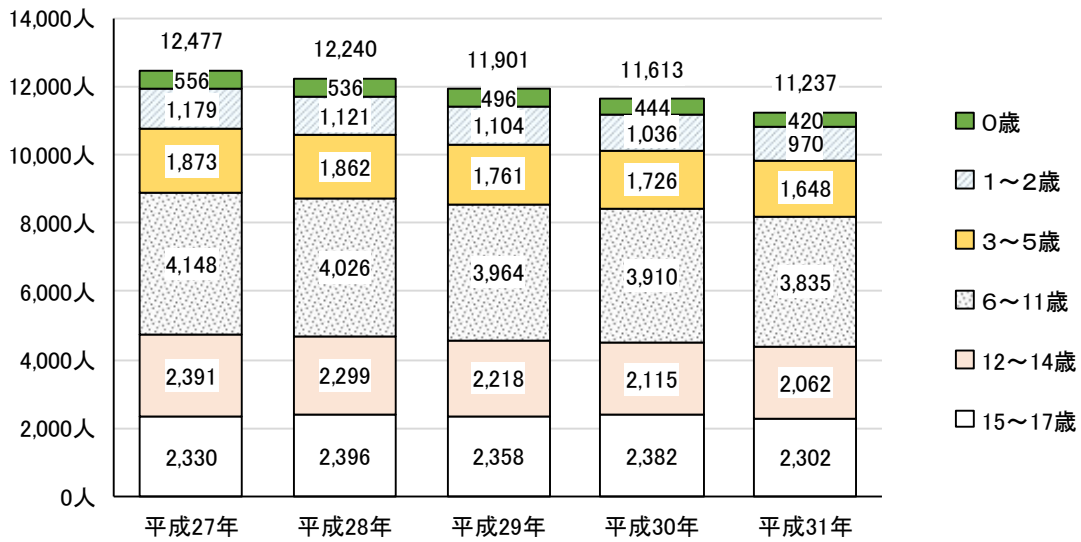


## (5) 児童数

本市の18歳未満の児童数は、平成31年4月1日現在で11,237人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は3,038人、6～11歳の小学生児童数は3,835人、12～14歳の中学生児童数は2,062人、15～17歳の児童数は2,302人となっています。

平成27年から平成31年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

### ■児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



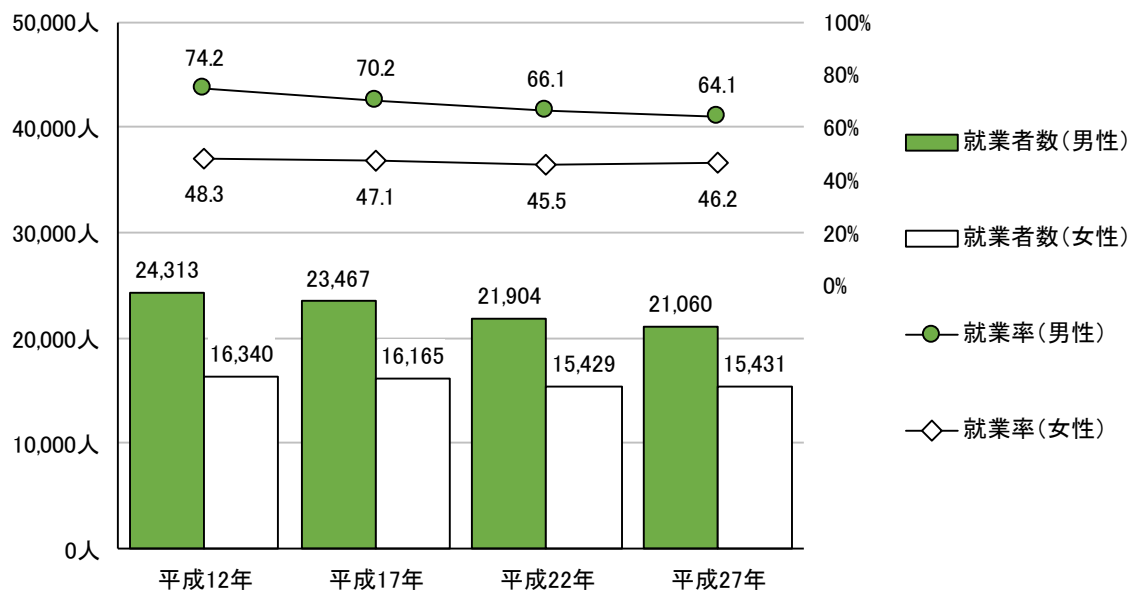
### 3 就業の状況

#### (1) 就業者数

本市の就業者数は、男性、女性ともに年々緩やかに減少し、平成27年では男性が21,060人、女性が15,431人となっています。

同様に、就業率も年々低下していますが、女性は平成27年に上昇し46.2%となっています。

#### ■ 就業者数の推移



資料:国勢調査

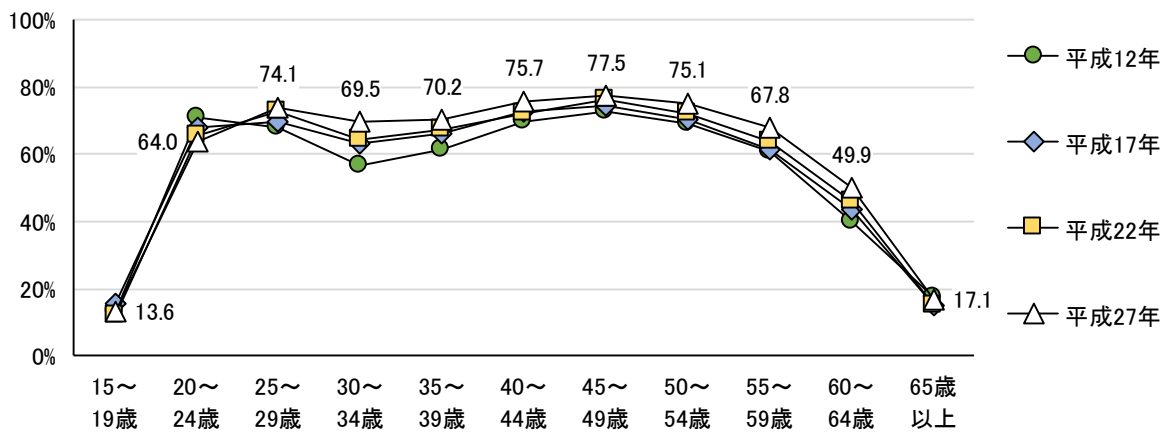


## (2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は男性が低下傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

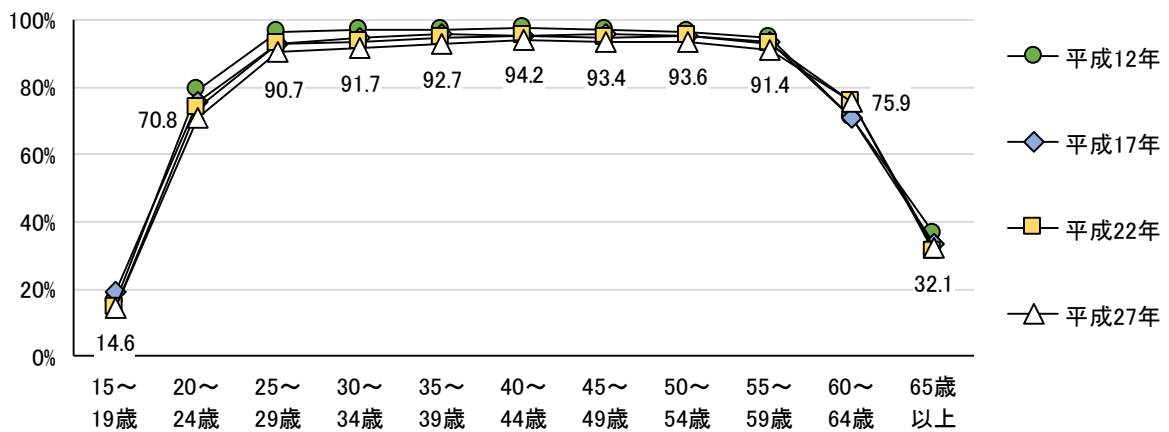
また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は年々小さくなっています。

### ■女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

### ■男性の年齢別労働力率



資料：国勢調査



## 4 生活困難な家庭の状況

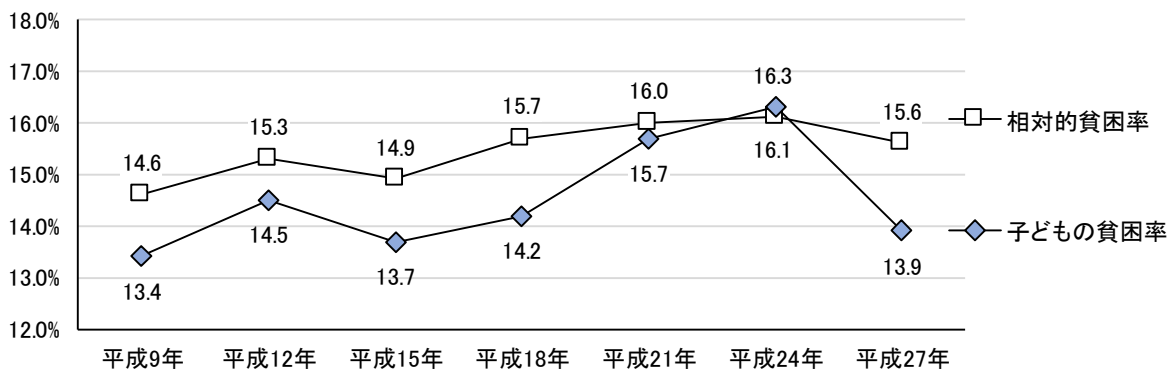
### (1) 子どもの貧困率

平成 27 年の国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、全国の子供の貧困率は 13.9%と、18 歳未満の子どもの 7 人に 1 人が貧困状態にあるという深刻な状況となっています。

また、平成 27 年の子どもの貧困率 13.9%を、平成 31 年 4 月 1 日現在の本市の 18 歳未満の人口 11,237 人に当てはめると、約 1,561 人の児童が貧困状態にあると推測されます。

こうした環境で育つ子どもは、医療や食事、学習、進学などの面で極めて不利な状況に置かれ、将来も貧困から抜け出せないなど危惧されています。

#### ■子どもの貧困率の推移



資料：国民生活基礎調査

相対的貧困率：所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

子どもの貧困率：子ども全体に占める、貧困線に満たない子供の割合。

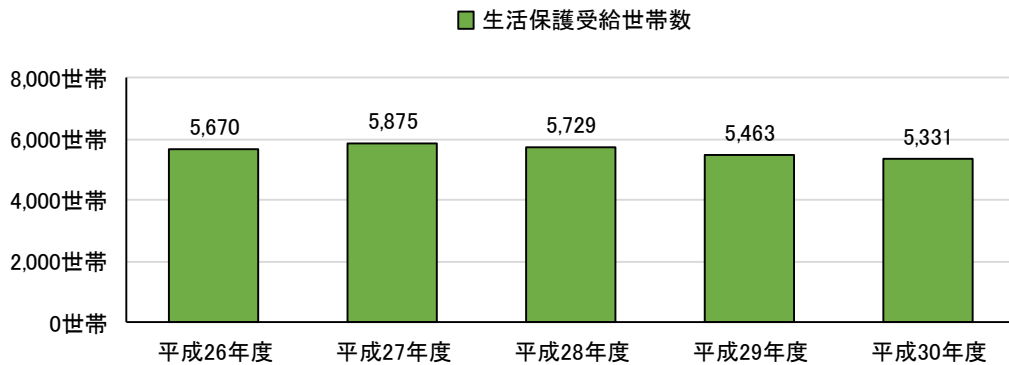
※子どもの場合も、その子が属する世帯の可処分所得をもとに計算。





## (2) 生活保護受給世帯数の推移

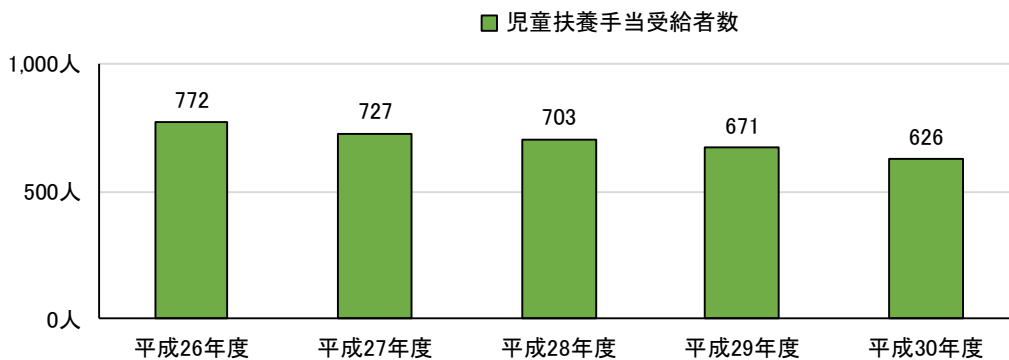
本市の生活保護受給世帯数は、平成28年度をピークに減少しており、平成30年度では5,331世帯となっています。



資料: 市民生活と福祉

## (3) 児童扶養手当受給者の推移

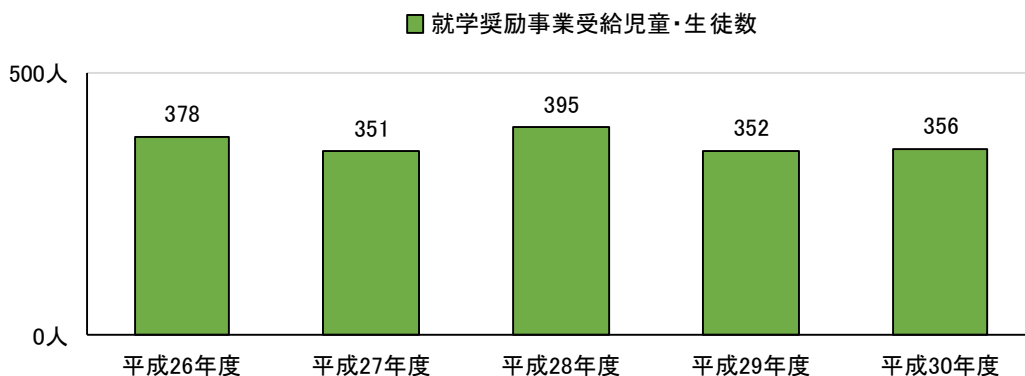
本市の児童扶養手当受給資格者数は、平成30年度では626人となっています。



資料: 市民生活と福祉

## (4) 就学援助認定者数の推移

本市の就学援助認定者数は、平成30年度では356人となっています。



資料: 館林市の教育



## 5 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果について

### (1) 調査の目的

本調査は、より一層の子育て支援施策の充実に向けて、「第2期館林市子ども・子育て支援事業計画」の資料とするため、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況及び利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査として実施しました。

### (2) 調査対象および調査方法

○調査実施期間：平成31年1月21日～2月4日

	調査対象者	対象者数	
1	就学前児童保護者	2,000人	・保育園・幼稚園就園児は各園を通じた配付・回収 ・未就園児は郵送配付・回収
2	小学生児童保護者	500人	・小学1～3年生を対象に学校を通じた配付・回収

### (3) 回収状況

	対象者	配付数	回収数	回収率(%)
1	就学前児童保護者	2,000人	1,672件	83.6%
2	小学生児童保護者	500人	434件	86.8%

#### ■グラフ等の見方

- ・比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100.0%とならないこともあります。
- ・複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- ・グラフ中の(n:○○)という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。



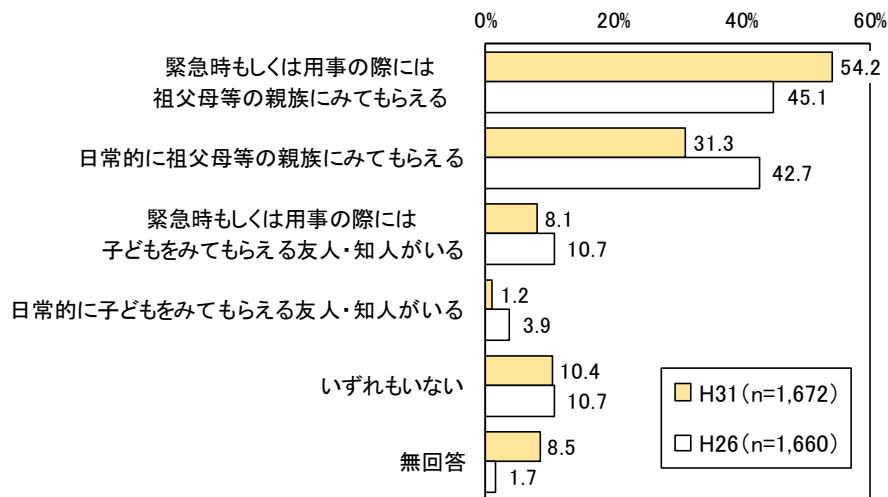
## (4) アンケート調査結果抜粋

※前回調査との比較では、平成26年に実施した調査結果を参考資料としています。

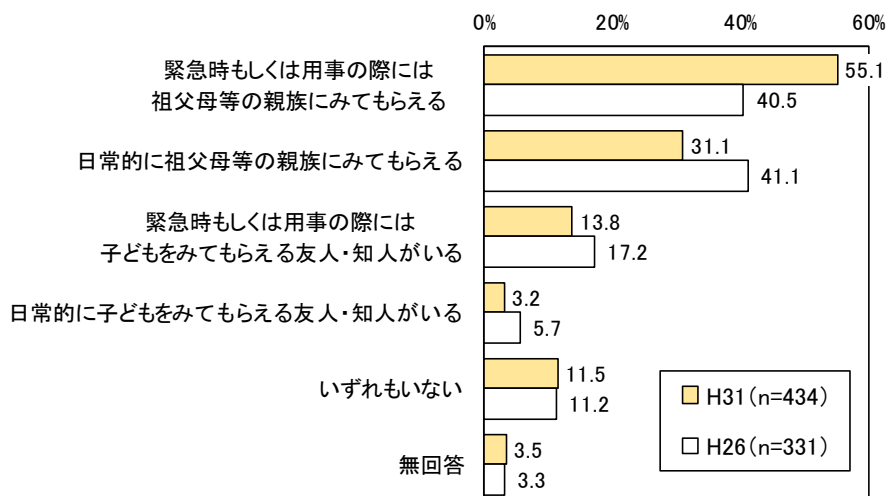
### ① 子どもをみてもらえる親族などの支援

子どもをみてもらえる親族・友人・知人の有無は、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」、「いずれもない」となっています。前回調査と比べて「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が増加しており、一方で「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が減少しています。また、「いずれもない」と回答した人は1割います。

#### ■ 子どもをみてもらえる親族、友人・知人の有無（就学前児童保護者調査）



#### ■ 子どもをみてもらえる親族、友人・知人の有無（小学生保護者調査）



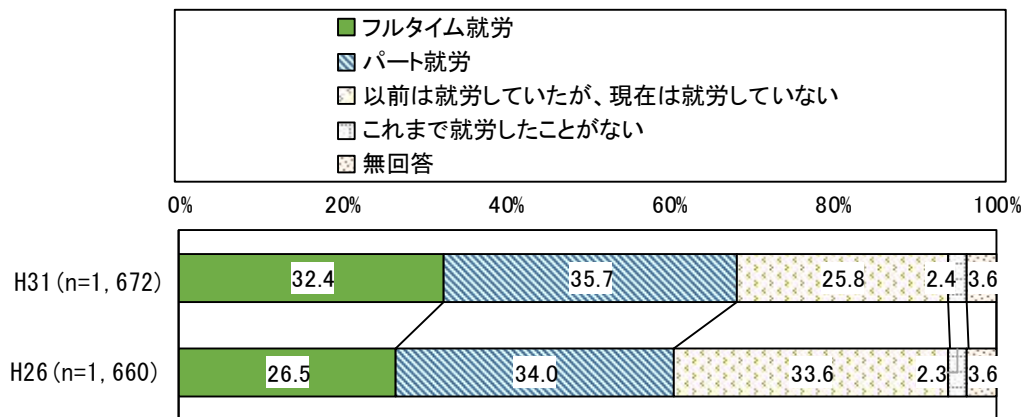


## ②保護者の就労状況について

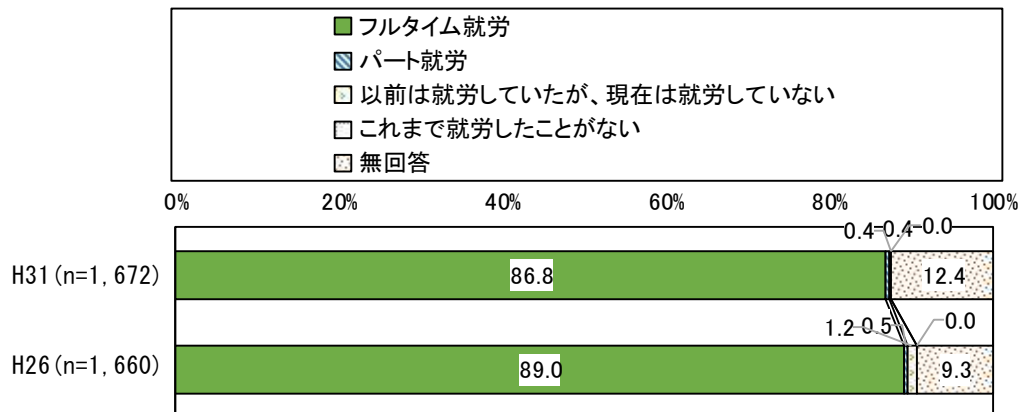
保護者の就労状況については、就学前児童保護者調査では父親はフルタイムが多く、母親はフルタイムやパート・アルバイトで就労している割合が前回の調査時よりも多くなっています。就労に対する意欲が高く、育児をしながら就労を継続したという家庭が増えていることがうかがえます。

現在は就労していないものの、近い将来に就労したいと考えている母親も多くなっています。

### ■母親の就労状況（就学前児童保護者調査）

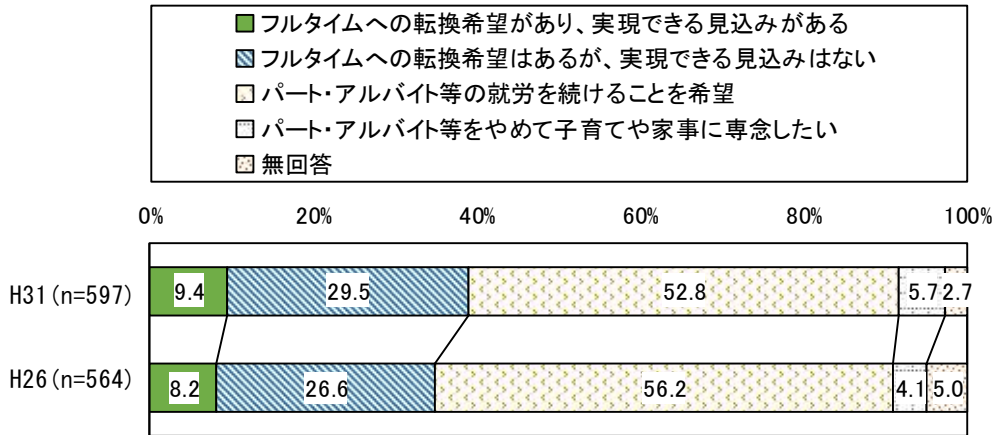


### ■父親の就労状況（就学前児童保護者調査）

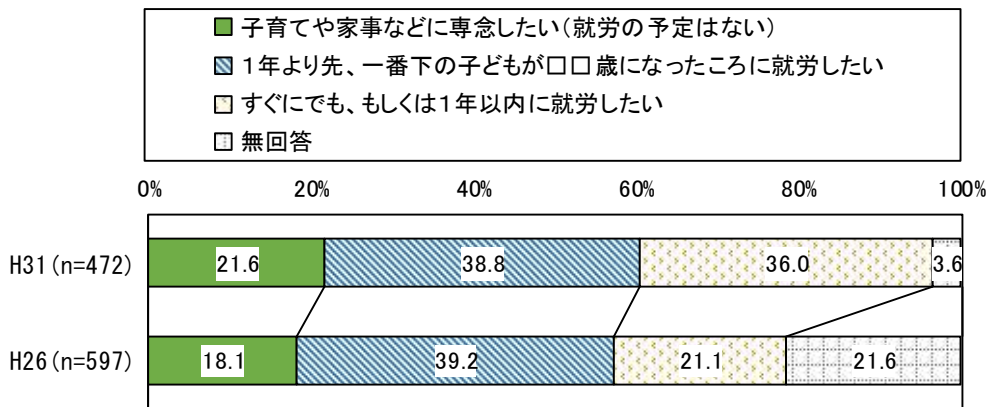




■パート・アルバイト等で働く母親のフルタイムへの転換希望（就学前児童保護者調査）



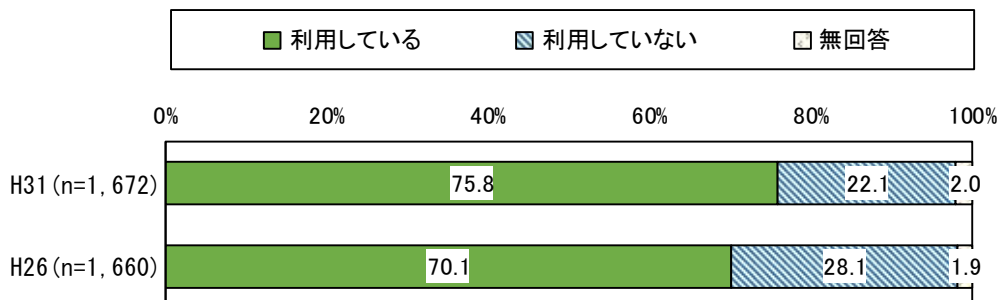
■現在就労していない母親の就労希望（就学前児童保護者調査）



③保育園や幼稚園等の施設・サービスの利用状況と利用希望について

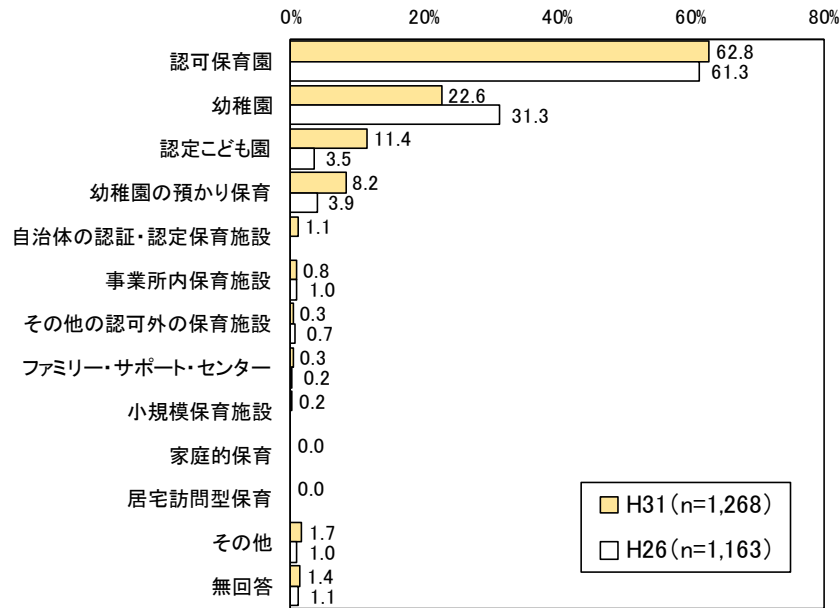
就学前児童保護者については、両親ともに就労している家庭が多い状況を反映し、現在利用している保育園や幼稚園等の施設サービスと今後定期的に利用したい施設・サービスはともに「認可保育園」、「幼稚園」「認定こども園」が多い状況にあります。

■保育園や幼稚園等の施設・サービスの利用状況（就学前児童保護者調査）

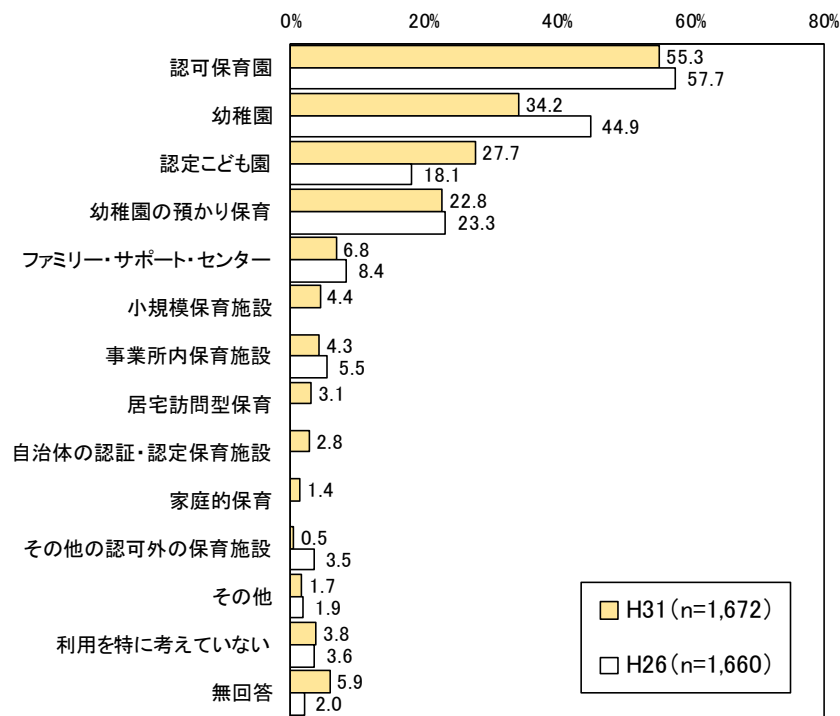




■現在利用している保育園や幼稚園等の施設・サービス（就学前児童保護者調査）



■今後も定期的に利用したい、もしくは新たに利用したい施設・サービス（就学前児童保護者調査）



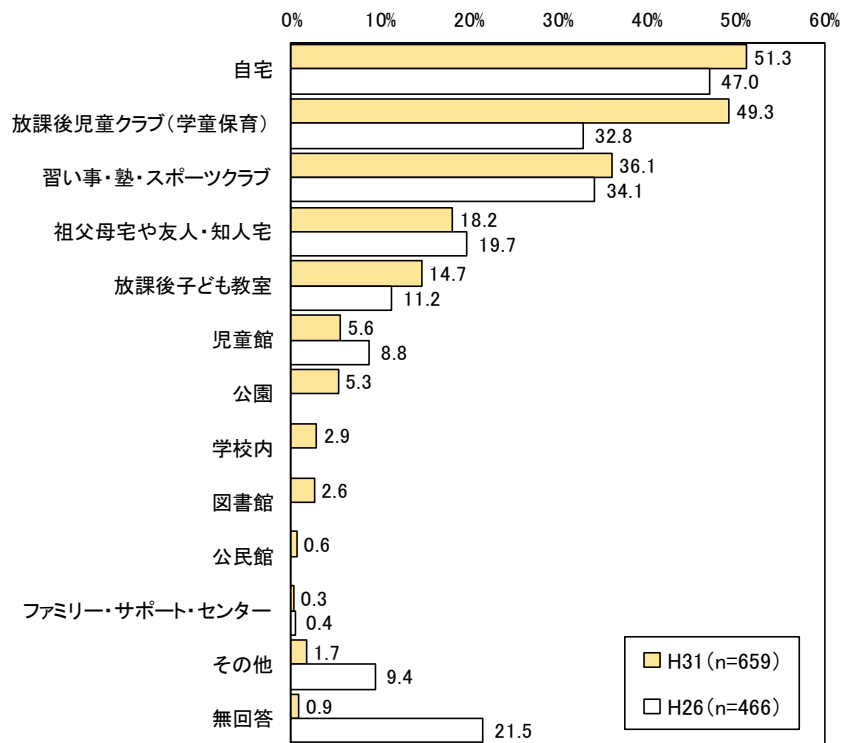


④放課後の過ごし方について

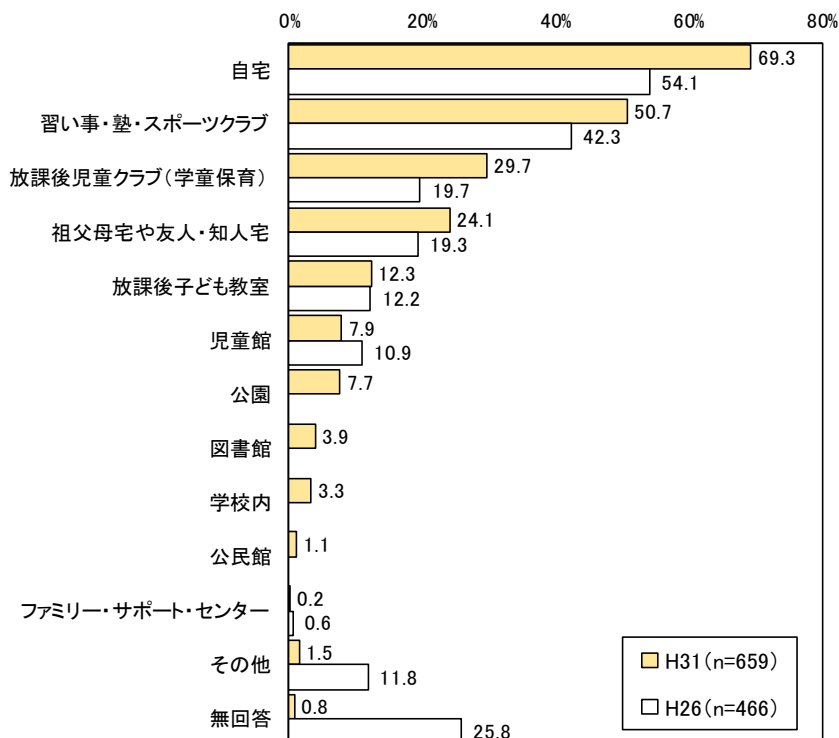
※就学前児童保護者調査は5歳以上を集計

放課後の過ごし方の現状や利用意向については、就学前児童保護者と小学生児童保護者ともに、「自宅」、「放課後児童クラブ（学童保育）」、「習い事・塾・スポーツクラブ」が多い状況です。特に「放課後児童クラブ（学童保育）」については、保護者の就労状況の変化もあり前回調査に比べて割合が多くなっています。

■低学年時（1～3年生）に子どもを放課後過ごさせたい場所（就学前児童保護者調査）

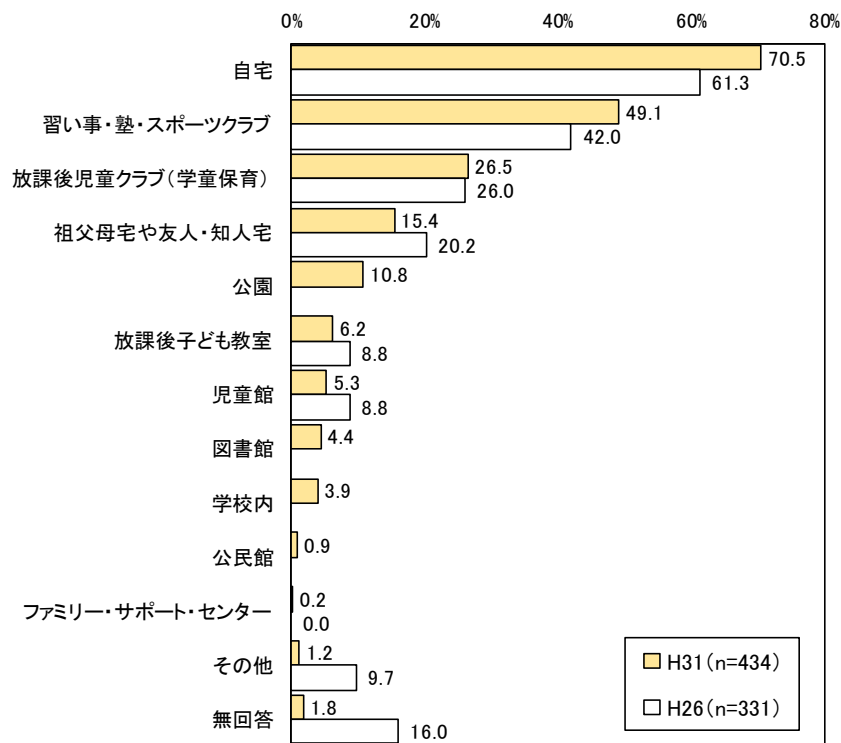


■高学年（4～6年生）になった場合に子どもを放課後過ごさせたい場所（就学前児童保護者調査）

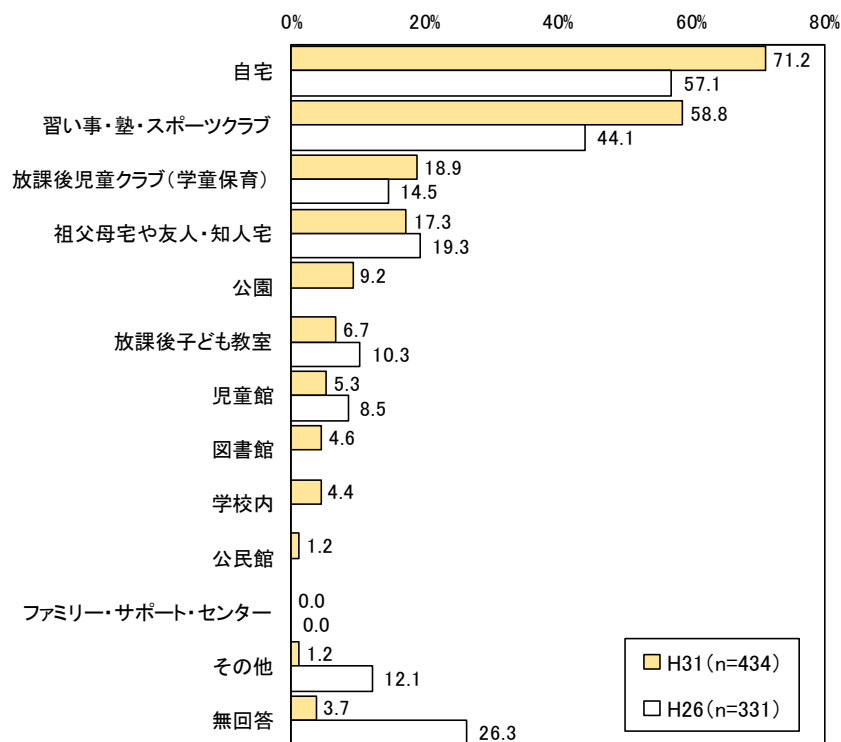




■低学年時（1～3年生）に子どもを放課後過ごさせたい場所（小学生児童保護者調査）



■高学年（4～6年生）になった場合に子どもを放課後過ごさせたい場所（小学生児童保護者調査）



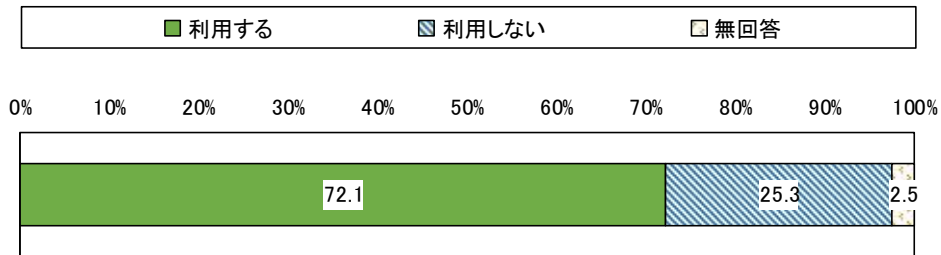




放課後子ども教室の利用希望は、「利用する」と7割が回答しています。また、放課後子ども教室に期待することは、「放課後の安全・安心な居場所」が最も多く、次いで「遊びや体験の場」、「子ども同士の交流」となっています。

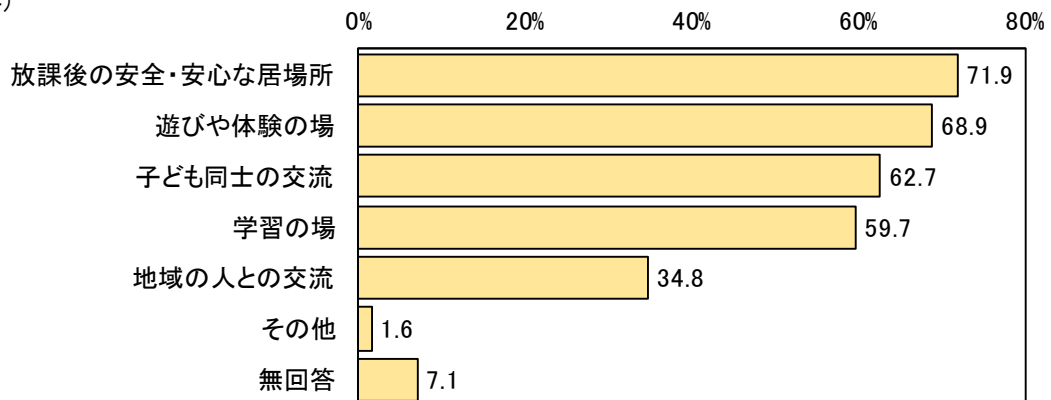
■放課後子ども教室の利用希望（小学生児童保護者調査）

(n=434)



■放課後子ども教室に期待すること（小学生児童保護者調査）

(n=434)

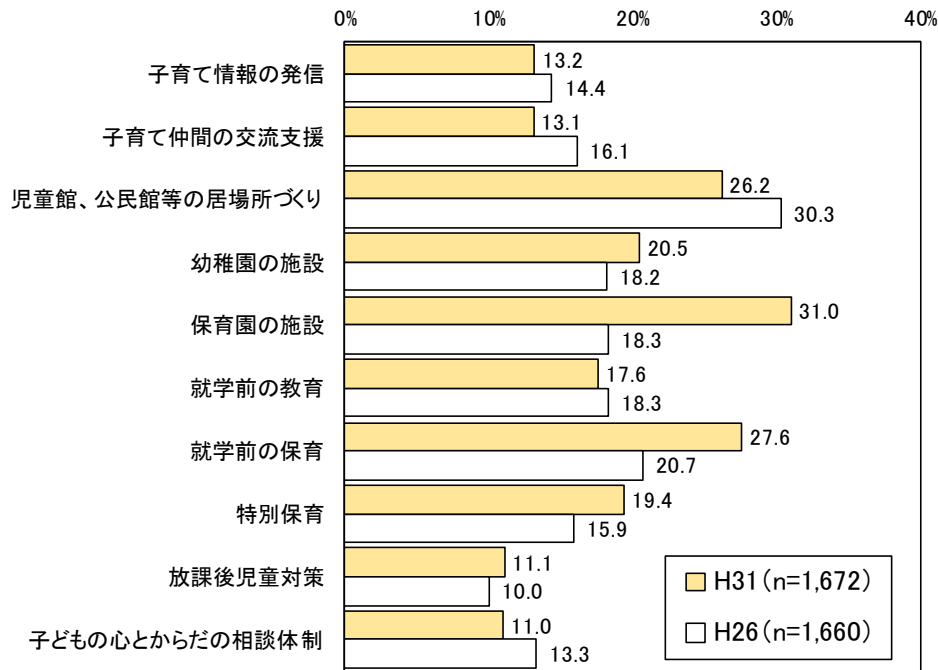




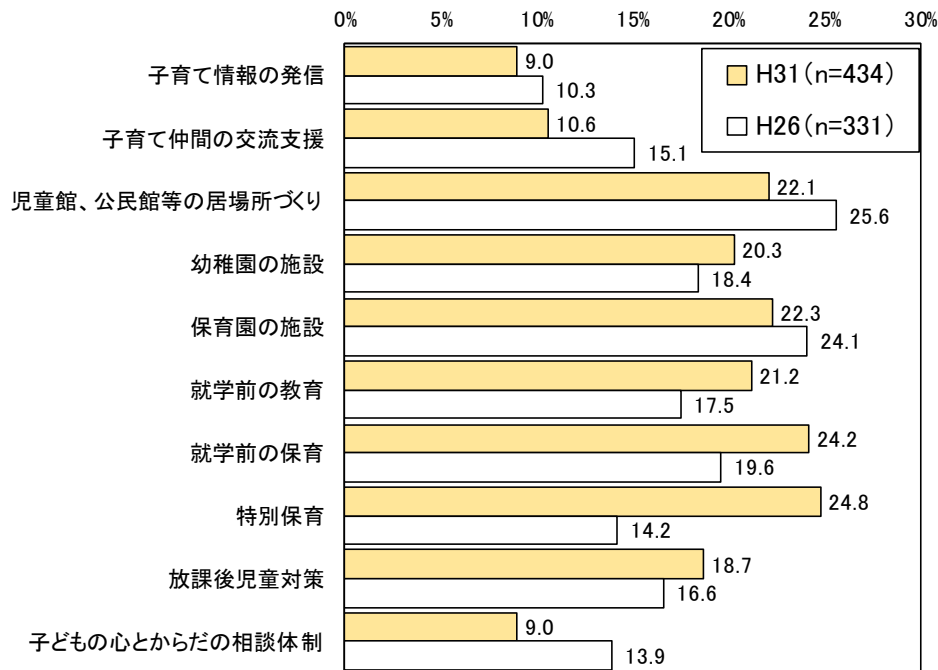
### ⑤ 子育て支援全般について

子育て環境の満足度については、「幼稚園の施設」、「保育園の施設」「就学前の教育」、「就学前の保育」、「特別保育」「放課後児童対策」が前回調査に比べて「満足」と回答した人の割合が高くなっています。

■満足（満足+やや満足）度（就学前児童保護者調査）



■満足（満足+やや満足）度（小学生児童保護者調査）

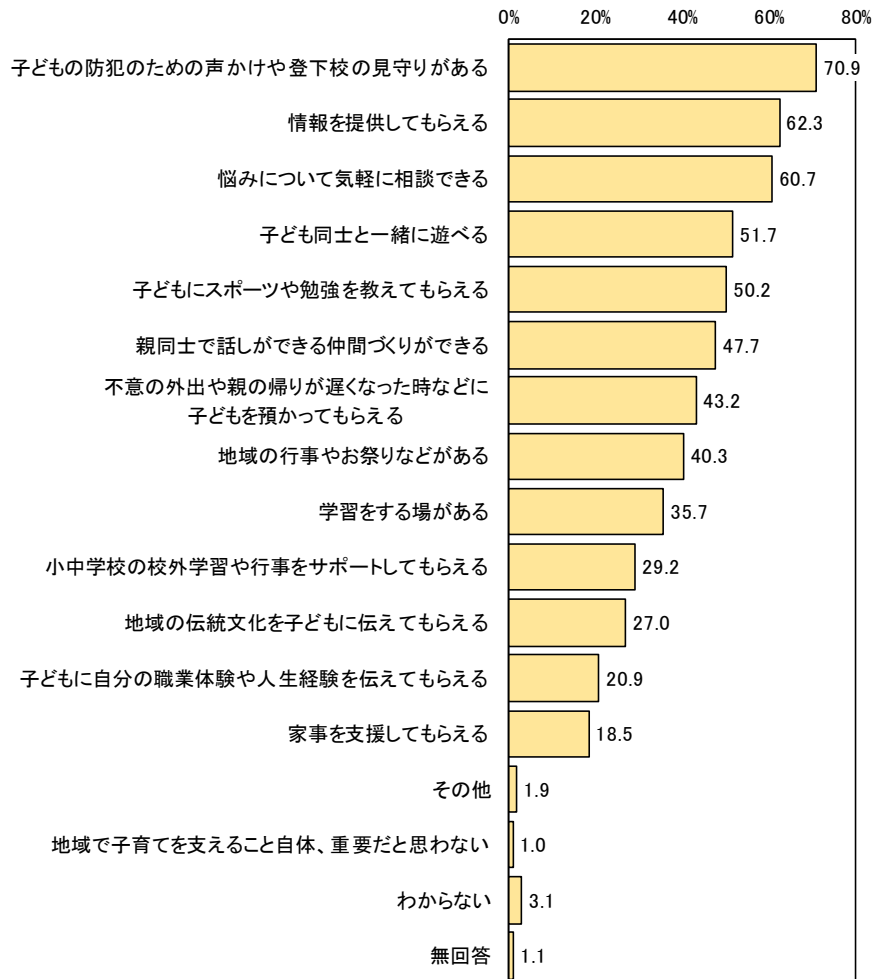




地域で子育てを支えるために重要なことでは、「子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りがある」が最も多く、次いで「情報を提供してもらえる」、「悩みについて気軽に相談できる」となっています。

■ 地域で子育てを支えるために重要なこと（就学前児童保護者調査）

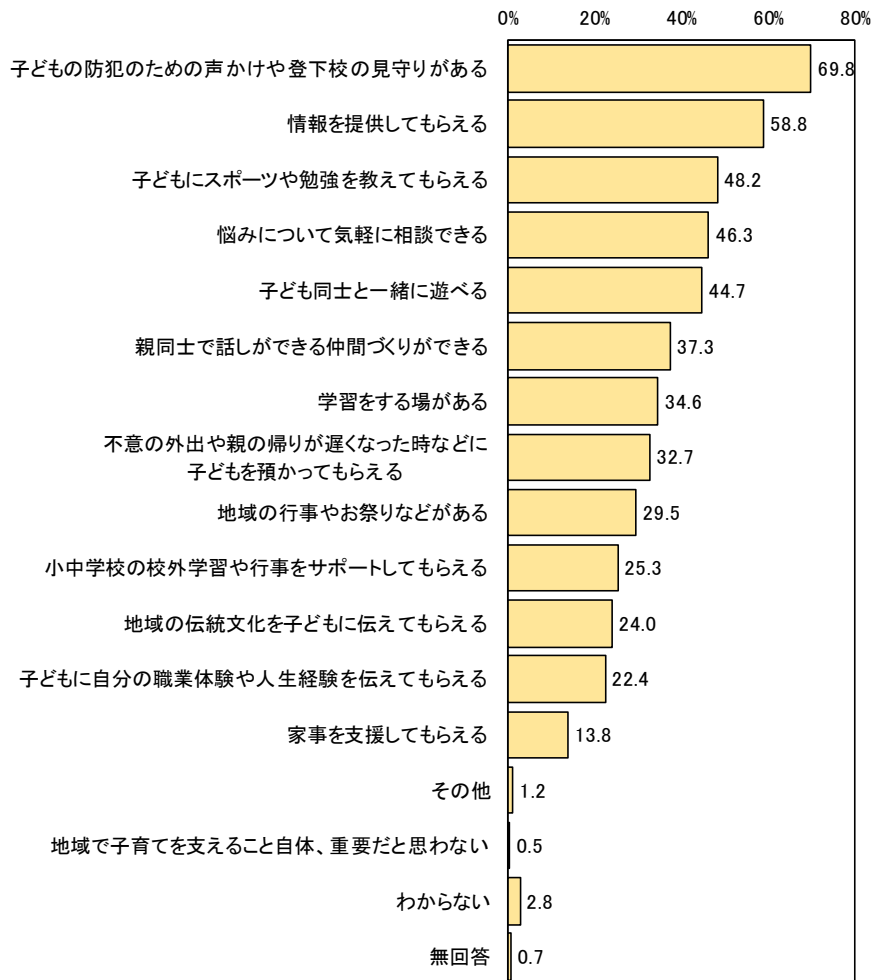
(n=1,672)





■地域で子育てを支えるために重要なこと（小学生児童保護者調査）

(n=434)

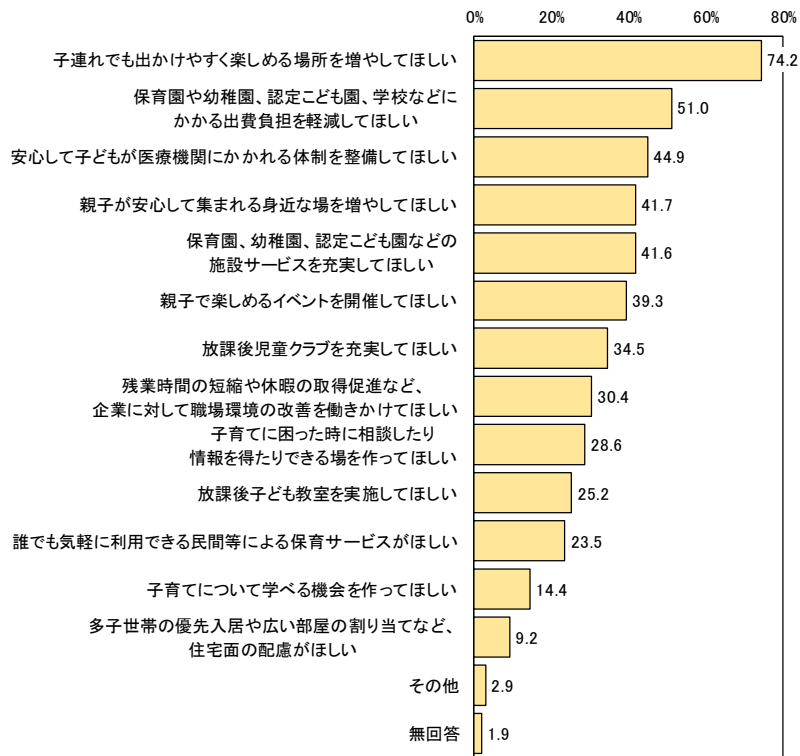




子育て環境充実のために必要な支援策は、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も多く、次いで「保育園や幼稚園、認定こども園、学校などにかかる出費負担を軽減してほしい」、  
「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」となっています。

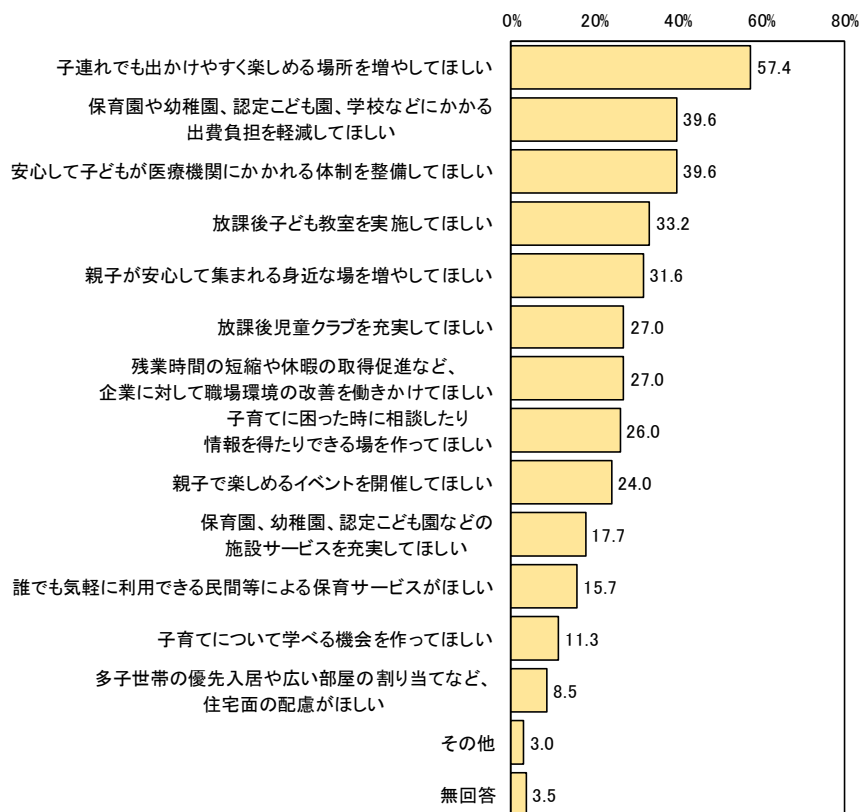
■子育て環境充実のために必要な支援策（就学前児童保護者調査）

(n=1,672)



■子育て環境充実のために必要な支援策（小学生児童保護者調査）

(n=434)





## 6 子ども・子育てに関する方向性

### (1) 地域で安心して出産、子育てできる環境づくり

今後、少子化や核家族化がさらに進んでいく中で、孤立する子育て家庭が増加していくことが想定され、相談する相手が身近にいない家庭に対して、保護者が悩みごとを抱え込んでしまうことのないよう、身近な地域で支援していく体制の構築が求められます。また、子どもの健やかな成長のためには、子どもと母親の健康の確保・増進が不可欠です。そのため、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない子育て支援体制として、各施策・事業の連携強化を図っていく必要があります。

### (2) 幼児期の教育・保育の充実

今後、核家族化の進行や共働き世帯、ひとり親家庭の増加等により、今後も施設やサービスの利用意識が高まることが考えられます。そのため、今後の子どもの増減や保育ニーズを踏まえた適正な定員の設定と利用調整が必要となります。

また、ライフスタイルの多様化や働き方改革が進む中で、子育ての不安や孤立感を和らげ、各家庭が希望する生活を実現することができるよう、多様な保育サービスを充実させることが求められます。

### (3) 放課後の子どもの居場所づくり

放課後児童クラブの利用ニーズは、今後も引き続き利用意向が高まることが想定されます。また、子どもの成長とともに放課後の過ごし方が変化し、多様化している中で、子どもが安全・安心して過ごせる場や異年齢の子どもや地域の大人たちと交流する機会など、総合的な放課後児童対策としての放課後子ども教室が果たす役割は大きくなっています。子どもの居場所となる放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携などを検討する必要があります。

### (4) 子どもと親の未来をつなぐ体制づくり

子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、さらに、令和元年11月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。本市では、平成29年3月に「子どもの生活実態調査」を実施し、子どもの学習面における支援や親子が安全・安心に過ごせる居場所の確保など取り組むべき方向性を見出しました。今後も、貧困が世代を超えて連鎖することがない社会を実現するため、地域の実情を踏まえ、関係機関等と幅広く連携しながら、より実効性の高い子どもの貧困対策に取り組む必要があります。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画では、未来の子どもに願う姿が現実となるよう、第1期計画「安心して子どもと親が笑顔でいきいき育つまち」の理念を踏まえ、新たな基本理念を掲げます。

### **子育てを社会全体で支えあい、 安心して元気な子どもと親が育つ 里沼のまち**

「里沼」という、自然や歴史、文化など館林市の特性を活かし、次代を担う子どもが明るく元気よく、健やかに成長していく環境を整えることが本市の目指すところです。そのためには、乳児期においては愛着形成により情緒の安定や他者への信頼感を育み、幼児期においては基本的な生きる力を身に付け、学童期には心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない存在として認められ、自己肯定感をもって笑顔で生まれるような環境を整えていく必要があります。

子育ては子どもに限りなく愛情を注ぎ、成長する子どもとともに親として成長する喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

子育て支援は、保護者に対して単に育児の肩代わりをするものではなく、仕事と子育ての調和が図られ、子育ての責任を果たすと同時に子育ての権利を享受できるよう、子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が必要です。そのためには、子育ての責任と負担を親だけが背負い込むことのないよう、行政のみならず、地域住民、事業主など、社会全体で子育てを支えていくことが求められます。

さらに、子どもの最善の利益を実現する観点から、必要な場合には、健やかな育ちが保障されるための社会的養護なども必要となります。

子どもの最善の利益の実現を第一に考える中で、地域社会が子育て家庭に寄り添い、各家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることなどを通じて、すべての保護者が自己肯定感を持ちながら、子どもと向き合える環境を整え、すべての子育て家庭の多様な「希望」がかなえられるようなまちづくりを目指します。



## 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を設定し、総合的に子ども・子育て支援施策を推進していきます。

また、国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定め、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。

### 基本目標1 すべての子育て家庭を支える

すべての子育て家庭のために、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 ひとり親家庭に対する支援
- 3 子育てに対する経済的支援

### 基本目標2 人権、いのち、健康を守る

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実を通じた育児支援を推進します。

また、子どもの人権が尊重され、また、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

- 1 妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援
- 2 児童虐待防止対策の推進
- 3 障がい児やその保護者に対する支援





### **基本目標3 安心して子育てができる生活環境を確保する**

子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

また、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

- 1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備
- 2 子どもの安全のための支援

### **基本目標4 子どもと親の未来をつなぐ**

貧困が世代を超えて連鎖することがない社会を実現するため、地域の実情を踏まえ、関係機関等と幅広く連携しながら、より実効性の高い子どもの貧困対策に取り組みます。

- 1 子どもの教育・学習支援
- 2 保護者と子どもの健康と生活支援
- 3 保護者の就労支援
- 4 経済的支援



## 第4章 子ども・子育て支援施策の展開

### 基本目標 1 すべての子育て家庭を支える

#### 1 地域における子育て支援の充実

近年、少子化や核家族化が進み周りに子どものいる家庭が少なくなり、地域では人と人とのつながりが希薄化する傾向にあります。子育て中の家庭では、身近に相談できる人がいなかったり、子育てに関する情報が得られにくかったり、孤立感や育児不安を抱える場合があります。特に在宅で子育てをしている人の孤立感や不安を軽減するため、気軽に相談することができ、また、適切なアドバイスを受けられる場所や保護者同士が交流し、情報交換や気分転換ができる環境が必要になります。

また、子育て支援関連の事業やサービスの認知度がニーズ調査の結果では軒並み低い現状にあることから、事業やサービス、子育て支援施設・団体等の情報を一元化し、利用者に分かりやすい情報提供が必要です。

#### 【具体的な取組】

事業・担当課	事業の内容
子育て相談事業 【こども福祉課】	保育園の施設能力を活用し、育児等について相談（電話、面接）に応じ適切な助言、指導を行い、保護者の不安解消と、乳幼児の健全育成を図ります。
地域子育て支援センター事業（子育て支援拠点事業） 【こども福祉課】	子育て中の保護者間の交流、保育に関する情報提供などを地域と一体となり行うことにより、育児不安の払拭に努めます。
園庭開放事業 【こども福祉課】	保育園の園庭を地域に開放し、児童の遊び場として利用することにより、児童健全育成を図ります。
児童館運営事業 【こども福祉課】	0歳から18歳未満の児童に、よりよい環境の中で健全な遊びや文化的な活動を与えることで、健康の増進と情操を豊かにすることを目指します。また、子どもの創造性を高めるとともに、遊びの場を広げて友だちづくりの促進を目的としています。さらに、児童の居場所としての機能や虐待の発見及び対応にも取り組みます。
子育て支援モバイルサービス事業 【こども福祉課】	健康推進課の子育て支援モバイルサービス事業「ぼんちゃんの予防接種☆子育てナビ」に、こども福祉課の子ども子育て総合サイトをリンクし、支援情報を容易に入手できるよう、総合的な情報提供を行います。



## 2 ひとり親家庭に対する支援

近年、離婚の増加などによりひとり親家庭が増えており、子育てをする上で経済的に不安定な状態であったり、家庭生活においても多くの問題や不安を抱えていたりする場合が見受けられます。ひとり親家庭については、就労などによる収入をもって経済的に自立した上で、子育てができることが子どもの成長にとって重要であります。

また、不安や負担の軽減のための相談体制及び必要な情報を提供できる体制の確立が必要になります。

### 【具体的な取組】

事業・担当課	事業の内容
母子家庭等自立支援事業 【こども福祉課】	母子・父子家庭の経済的自立を目指すため、ひとり親家庭の主体的な能力開発及び資格取得の取組に対し、相談及び経済的支援をします。
児童扶養手当事業 【こども福祉課】	父母の離婚等により、父親又は母親と生計を同じくしていない児童を監護又は養育している父子、母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るため支給します。
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 【こども福祉課】	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていきます。市単独事業として、受講前の支援金と合格後の祝金制度があります。
母子・父子家庭児童小学校入学及び中学校卒業祝金支給事業 【こども福祉課】	母子・父子家庭の児童が小学校へ入学及び中学校を卒業する場合に祝金を支給します。



### 3 子育てに対する経済的な支援

妊娠・出産から、日々の子どもの成長を見守ることで子どもを持つこの上ない喜びを感じている反面、子育て世帯、保護者はその子どもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安が大きくなっています。

本市では、児童手当の支給をはじめ保育料の軽減、幼稚園就園や小中学校就学にあたっての援助をするなど経済的負担の軽減に努めてきました。

今後も厳しい財政状況の中において、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けた経済的支援をいかに効果的に実施できるかが課題です。

#### 【具体的な取組】

事業・担当課	事業の内容
児童手当支給事業 【こども福祉課】	次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するという趣旨のもとに、中学校修了までの児童を養育する父母等に支給します。
多子世帯保育料軽減 【こども福祉課】	<p>同一世帯内に対象施設（※1）へ在園する就学前児童が複数いる世帯に属する3号認定児童（0～2歳児）の保育料について、在園中の2番目の児童は半額、在園中の3番目以降の児童は無償となります。</p> <p>また、市町村民税所得割額が57,700円未満となる世帯については、第1子の年齢にかかわらず第2子の保育料が半額、第3子以降は無償となります。</p> <p>※1 保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育事業等、特例保育</p>
ひとり親世帯や在宅障害児（者）世帯の保育料負担軽減 【こども福祉課】	市町村民税所得割額77,101円未満の世帯で、ひとり親世帯や在宅障害児（者）世帯に属する3号認定児童の保育料については、第1子の年齢にかかわらず第2子以降は無償となります。
寡婦（夫）控除のみなし適用 【こども福祉課】	ひとり親世帯のうち、未婚のひとり親（税法上の寡婦（夫）控除対象外のかた）について、保育料算定時に寡婦（夫）控除をみなし適用します。 ※みなし適用の結果、減額とならない場合もあります。



事業・担当課	事業の内容
市第3子以降保育料無料化及び副食費免除事業 【こども福祉課】	同一世帯で18歳まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を3人以上監護する場合は、第3子以降の児童に係る保育料や副食費を無料・免除します。
ファミリー・サポート・センター事業（利用料補助金） 【こども福祉課】	保護者の就労支援及び経済的負担の軽減を図ることを目的として、低所得世帯のかたが館林市ファミリー・サポート・センター事業の援助活動を受けた場合に支払うべき利用料の一部を補助します。
放課後児童健全育成事業（保育料軽減補助） 【こども福祉課】	放課後児童クラブの保育料の一部を補助することで、低所得世帯の負担軽減を図ります。



## 基本目標 2 人権、いのち、健康を守る

### 1 妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援

少子化や晩婚化に伴う晩産化の傾向が高まる中であって、全ての母親が、妊娠・出産やその後の育児を安全に、安心して行うためには、健康診査や保健指導の充実を図り、関係機関との連携体制を整備するなど、継続した母子の健康の確保を図るための環境の整備が必要となります。

妊娠期からの継続した切れ目のない母子保健サービスを一層充実させ、育児や子どもの発達に関する様々な不安や問題を早期に発見し、継続した支援がより一層求められています。

本市では、子育て世代包括支援センターとしての機能を保健センターにもたせるとともに、産前産後サポーター派遣事業、産後ケア事業などを実施し、妊娠期、出産前後、子育て期にわたって切れ目のない支援を行うための仕組みづくり、体制づくりに取り組んでいます。

**【具体的な取組】**

事業・担当課	事業の内容
母子保健コーディネーター事業 【健康推進課】	母子保健コーディネーターを中心に、妊娠期から子育て期にわたる総合的支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦に必要な情報を提供</li> <li>・関係機関と調整し必要な支援につなぐ</li> <li>・定期的なフォローの実施</li> </ul>
妊娠届出受理、母子健康手帳交付、妊婦健康診査・産婦健康診査受診票交付 【健康推進課】	妊娠届出受理、母子健康手帳及び妊婦健康診査・産婦健康診査受診票の交付、妊娠時アンケートを用いた問診、保健事業案内及び保健指導を行います。
ママパパ学級 【健康推進課】	妊婦とその夫及び家族を対象に、妊娠・出産・育児に対する知識の取得を目的とした講話や歯科検診、妊婦体操、沐浴実習等を行います。また、学級参加を通して妊婦同士の交流を深め、仲間づくりの場としての機能を強化します。



事業・担当課	事業の内容
産前・産後サポート事業 【健康推進課】	<p>妊産婦の孤立感の解消のため、保健師、助産師等による相談支援や、子育て支援情報の提供、子育て経験者やシニア世代等による話し相手や家事援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中、生後 28 日までの全戸訪問事業</li> <li>・産前産後サポーター派遣事業</li> <li>・祖父母教室の開催</li> <li>・子育て支援モバイルサービス事業</li> <li>・子育て応援冊子作成・配布</li> <li>・子育てサロン</li> </ul>
妊婦健康診査 【健康推進課】	妊婦健康診査受診票を交付し、健診費用の一部を助成します。
産後ケア事業 【健康推進課】	出産直後の産婦の健康面の悩みや育児不安などを解消するため、助産師による心身のケアや休養等の支援を行います。
産婦健康診査 【健康推進課】	産後うつや新生児への虐待予防を図るため、産後 2 週間での産婦健康診査費用の一部を助成します。
新生児聴覚検査 【健康推進課】	新生児期の聴覚障がいを早期に発見し適切な支援につなげるため、新生児聴覚検査に要する費用の一部を助成します。
妊産婦新生児訪問指導 【健康推進課】	妊娠中や産後の母子の状況把握と育児不安の解消を図るため、保健師、助産師、看護師が家庭を訪問し、必要な援助を行います。
乳幼児訪問指導 【健康推進課】	母子の健康及び乳幼児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等、育児上必要な事項についての相談や異常の早期発見、治療等についての助言を行います。
母子保健推進員活動 【健康推進課】	母子保健推進員により、担当地区の母子に対して、健康診査の勧めや育児不安に対する相談等を行い市とのパイプ役として活動を行います。
健康相談 【健康推進課】	地域に身近な公民館等において、子どもの発育・発達に関する相談や、育児に関する相談等を行います。
母乳育児相談 【健康推進課】	産婦・乳児を対象に、母乳育児推進を図るとともに、哺乳量測定や母乳育児に関する相談を行います。
乳幼児健康診査 【健康推進課】	<p>健康面・生活状況・家族環境等を確認し、疾病や障がいの早期発見・適切な治療や療養等の早期開始を図るとともに、育児不安解消等子育て支援、虐待予防を図ります。</p> <p>4 か月児、10 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児をそれぞれ対象とした集団健診を行います。</p>
2 歳児歯科健康診査 【健康推進課】	虫歯の予防・早期発見に努めるとともに、身体や精神面での発達の確認を行い、幼児の健康の保持・増進、虐待予防を図ります。歯科検診、歯みがき講習、フッ化物塗布、栄養の講話、保健・栄養相談を行います。



事業・担当課	事業の内容
乳幼児健診事後相談 (おひさま広場) 【健康推進課】	乳幼児健診後経過観察の必要な児を対象に、遊びを通じた相談、支援を行います。
乳幼児発達相談 【健康推進課】	乳幼児健診後経過観察の必要な児を対象に、言葉や運動等発達に関する相談を行います。
乳幼児救急救命法講習会 【健康推進課】	市民を対象に乳幼児に対する正しい救急救命法を救急救命士より講話と実技を学び、習得する機会を提供します。
幼児食教室 【健康推進課】	1歳6か月～3歳未満の幼児と保護者を対象に幼児食作りの実習と試食を行い、家族の食生活の改善を図ります。
不妊治療費助成 【健康推進課】	不妊治療（一般不妊治療、特定不妊治療、男性不妊治療、不育症治療）に要する費用の一部を助成します。
未熟児養育医療給付 【健康推進課】	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする1歳未満の乳児に対して、入院治療にかかる医療費等の給付を行います。
予防接種事業 【健康推進課】	伝染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防するため、「予防接種法」に基づき予防接種を行います。 また、任意予防接種費用の一部を助成します。





## 2 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は大きな社会問題となっており、全国的にも虐待相談件数は増加傾向にあります。児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感、保護者自身の日常生活におけるストレス、地域における家庭の孤立化からくる子育て機能の低下などが複雑に関与しています。

国では、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、市町村及び児童相談所の体制強化、関係機関間の連携強化等を盛り込み、児童福祉法等の一部を改正しました。

本市では、これまで家庭児童相談室が中心となり、児童相談所、保健センター、教育委員会などの行政機関や、民生委員・児童委員などの地域の協力によって、さまざまな相談に応じながら子どもへの虐待の予防、早期発見、早期対応に努めてきました。

引き続き、児童虐待により傷付く児童のないよう、行政のみならず地域社会全体で児童虐待防止に取り組みます。

### 【具体的な取組】

事業・担当課	事業の内容
家庭児童相談事業 【こども福祉課】	18歳までの児童の性格、習慣、知能、言語、学校、生活、非行、及び家庭環境や児童虐待等について相談、指導を行います。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 【こども福祉課】	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関やネットワークを構成する関係機関等の専門性の向上と連携の強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、及び虐待を受けた子どもの支援を推進します。
婦人相談事業 【こども福祉課】	DV、離婚、面前DV等の相談を家庭児童相談と連携し、家庭健全化に向けて相談支援を行います。
子ども家庭総合支援拠点の開設 【こども福祉課】	児童・家庭総合相談窓口を発展させ、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う子ども家庭総合支援拠点の開設を目指します。



### 3 障がい児やその保護者に対する支援

妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校の健康診断は、障がいの原因となる疾病の早期発見や予防に大きな役割を果たします。このことから、妊婦及び乳幼児の健康診査、学校の健康診断の充実を図り、発達の遅れなどの障がいを早期発見できる体制づくりが重要になります。

また、発達の遅れなど障がいが発見された子ども及び保護者に対し、適切な療育が受けられるような支援体制の確立が必要です。

さらに、障がいの有無に関わらず、ともに身近な地域で安心して成長できるよう、保育園、幼稚園、学校、放課後児童クラブなどの障がい児の受け入れ推進が重要になります。

なお、児童発達支援や放課後等デイサービスなど福祉サービスの提供が必要です。

#### 【具体的な取組】

事業・担当課	事業の内容
障がい児保育事業 【こども福祉課】	心身に障がいを持つ集団保育が可能な児童を受け入れ、社会性と心身の発達を支援します。
児童福祉施設入(通)所児負担金補助事業 【こども福祉課】	児童福祉施設入(通)所児にかかわる負担金の軽減を図るため保護者に対して補助金を交付します。
障がい児給付費 【社会福祉課】	障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導及び生活能力向上のための訓練や集団生活への適応訓練を行います。
発達障がい者支援事業 【社会福祉課】	発達障がい者が安心して地域で生活していくことができるように、発達障がい者の乳幼児期からの各ライフステージに応じた一貫した支援体制を整備し、社会全体で発達障がい者を支える仕組みを確立します。
障がい者総合支援センター運営事業 【社会福祉課】	障がいのあるかたの自立した日常生活と社会参加を支援するための施設運営を行います。 ・在宅重度心身障がい者等デイサービス事業 ・児童発達支援事業 ・放課後等デイサービス事業 ・相談支援事業
特別児童扶養手当支給事業 【社会福祉課】	在宅の重度障がい児を監護(養育)する父又は母等に支給します。



## 基本目標3 安心して子育てができる生活環境を確保する

### 1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

女性の社会進出が進み、共働きの家庭が増えているなかで、結婚や出産によって退職を余儀なくされたり、再就職が困難となる状況を考慮して、結婚や出産を控えたりする事態が予測されます。

また、平成31年4月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進しています。

今後、より一層仕事と子育ての両立支援に対する声も大きくなりつつあるため、経営者のワーク・ライフ・バランスへの認識を高めながら、子育て家庭が制度を活用しやすい職場環境づくりの支援が必要です。

#### 【具体的な取組】

事業・担当課	事業の内容
就労に関する情報提供 【産業政策課】	公共職業安定所（ハローワーク）をはじめとし、労働関係の国、県等の情報を、市広報紙やホームページに掲載し、広く一般市民に情報を提供します。
女性に対する就労支援 【産業政策課】	子どもの妊娠・出産を機に離職した女性の復職を支援します。
ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発・情報提供 【市民協働課】	男女が共に協力して仕事や家庭、地域で活躍する男女共同参画社会に向けた啓発や情報提供を行います。



## 2 子どもの安全のための支援

子どもたちの交通安全を確保するため、交通安全教育を徹底し、子どもたちに交通安全意識の普及を図り、交通ルールと正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、警察、学校、自治会など関係団体と連携し、交通事故防止に向けた取組を推進することが必要です。

また、子どもを犯罪から守るためには、普段から防犯意識を強く持ち、地域の防犯活動に取り組み、安全で安心なまちづくりを推進することが必要になります。犯罪などに関する情報提供や学校周辺の犯罪の温床となりやすい場所の確認、登下校時のパトロールへの参加など地域の住民たちが協力して防犯に取り組むことが重要になります。

### 【具体的な取組】

事業・担当課	事業の内容
交通安全教室 【安全安心課】	保育園、幼稚園、小学校、中学校、公民館等での交通安全教室を推進します。
通学路等の安全確保 【学校教育課】	通学路等の安全を点検調査します
自主防犯活動の推進 【安全安心課】	66 行政区と連携して、自主防犯パトロール活動を推進します。
ながら見守りボランティア 【学校教育課】	散歩、通勤、作業をしながらなど、日常生活の中で防犯の視点を持ちながら、子どもたちの安全を見守る活動を実施します。



## 基本目標4 子どもと親の未来をつなぐ

### 1 子どもの教育・学習支援

子どもへの教育の支援においては、学力の定着・向上を図るとともに、子どもの心身の健全育成、福祉関連機関との連携など、総合的に進めていくことが必要です。

家庭環境や経済状況に左右されることなく、子どもの学力が定着し、学力向上が図れるよう、学習に意欲的に取り組める環境づくりを推進します。

また、子どもの教育の機会均等を図るため、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。

#### 【具体的な取組】

事業・担当課	事業の内容
就学奨励（援助）事業 【学校教育課】	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品や通学用品費等の助成を行います。
生活困窮者自立支援事業 （子どもの学習支援） 【社会福祉課】	生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行い、貧困の連鎖の防止を図ります。



## 2 保護者と子どもの健康と生活支援

本市では、平成29年3月に子どもの生活実態調査を実施し、生活困窮家庭の保護者の健康については、自身の健康状態を良くないと捉えている保護者が多く、心の健康状態においても、困窮していない家庭と比べて抑うつ傾向のある保護者が多い調査結果となっています。保護者の悩みや子育ての相談に応じ、不安を軽減する支援が必要です。また、子どもの健康状態等については、支援者から、不規則な食事状況や十分な食事・栄養が与えられていないケースをはじめ、体調不良や発育不良のケース等が報告されていることから、乳幼児期からの子どもの成長に伴う支援体制の中で、特にケアが必要な子どもに気づき、他の関係機関※と連携して子どもの健康を継続的にケアする支援が必要です。

保護者が心身ともに健康に過ごせるよう支援するとともに、家庭訪問等の機会を通じて、支援が必要な保護者や子どもの早期発見に努め、支援につなげます。

子育てをする保護者が孤立しないよう、子どもの年齢に応じて、安心して過ごし相談できる居場所づくりを推進するとともに、支援が必要な保護者や子どもの発見に努め、支援につなげます。保護者の子育てを支援するとともに、養育に支援が必要な家庭の発見及び情報共有を図り、必要な支援を行います。

※他の関係機関：スクールソーシャルワーカー、要保護児童対策地域協議会の関係機関、民生委員・児童委員、主任児童委員、妊産婦・乳幼児期に関わる関係機関、自立相談支援機関

### 【具体的な取組】

事業・担当課	事業の内容
子どもの居場所づくり 支援事業（子どもの総合 相談窓口事業） 【こども福祉課】	すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を実現するため、既存の関係団体の取組を紹介し、意欲がある住民が主体的に子どもの居場所づくりに取り組めるように周知・啓発を図るとともに、市民と行政が共創して子育てを社会全体で支えあえるネットワークを構築します。また、子どもの居場所（子ども食堂等）を新規増設できるよう支援します。（現在は1団体）



### 3 保護者の就労支援

生活困窮家庭の子どもが安心して教育を受けるために、保護者の就労によって収入を確保していくことは、重要な課題となっています。

そのため、保護者の求職活動を支援するとともに、保護者が安心して就労できるよう子育て支援の充実を図り、就労を継続することにより家庭の生活基盤の安定を図る必要があります。

また、生活困窮家庭における保護者の求職・就労にあたっては、様々な家庭の状況が関係していることから、就労支援のみではなく、生活支援とあわせた支援が必要です。

生活困難な世帯の就労による自立を図るため、保護者の求職活動を支援します。

保護者が安心して仕事を継続できるよう、保育環境の整備を図ります。

#### 【具体的な取組】

事業・担当課	事業の内容
就業相談会 【こども福祉課】	群馬県母子会とハローワーク館林が連携して、臨時の相談窓口を開設します。 対象：ひとり親とその児童 年2回実施（8月、1月予定）
生活困窮者自立相談支援 【社会福祉課】	求職者支援制度 対象：生活困窮家庭の保護者 通年実施



## 4 経済的支援

家庭の状況に応じた経済的支援の充実により、安定した生活基盤の確保を図る必要があります。また、経済的に困窮している家庭に対しては、国の基準に基づき、最低限度の生活を保障する生活保護費の支給と自立助長に向けた支援を行う必要があります。

家庭の生活状況に応じた各種手当や医療、教育・保育等にかかる費用に対する助成や減免等の経済的支援の充実により、安定した生活基盤の確保を図ります。

### 【具体的な取組】

事業・担当課	事業の内容
生活保護事業 【社会福祉課】	生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を促進します。
住居確保給付金 【社会福祉課】	離職者であって就労能力及び就労意欲のある方（かた）のうち、住宅を喪失している方（かた）又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。
生活福祉資金貸付 （子どもの相談窓口事業） 【こども福祉課】 ※社会福祉協議会へ委託	就学支援費、教育支援費の相談 窓口：社会福祉協議会





# 第5章 量の見込みと確保方策

## 1 事業計画における子ども・子育て支援サービスについて

子ども・子育て支援法に基づき市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」には、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込み及び確保の方策等を記載することとされています。本章では、これらの事業計画について示します。

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

■ 子ども・子育て支援サービスの概要図





### (1) 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことで、各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して設定する必要があります。

また、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することもできます。

本市では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については広域性を確保することを基本とし、提供区域を基本的には市全体1区域と設定します。

#### ■本市の教育・保育提供区域

事業及び対象年齢		教育・保育提供区域
子ども・子育て支援給付	1号認定・新1号認定	3～5歳
	2号認定・新2号認定	3～5歳
	3号認定・新3号認定	0～2歳
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	0～5歳、 1～6年生
	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
	妊婦健康診査	妊婦
	乳児家庭全戸訪問事業	出生時など
	養育支援訪問事業	0～18歳、 保護者、妊婦
	子育て短期支援事業	0～5歳、 1～3年生
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳、 1～6年生
	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした預かり保育 ・その他の一時預かり	3～5歳 0～5歳
	延長保育事業(時間外保育事業)	0～5歳
	病児保育事業	0～5歳、 1～3年生
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	1～6年生	
		市全体を 1つの区域

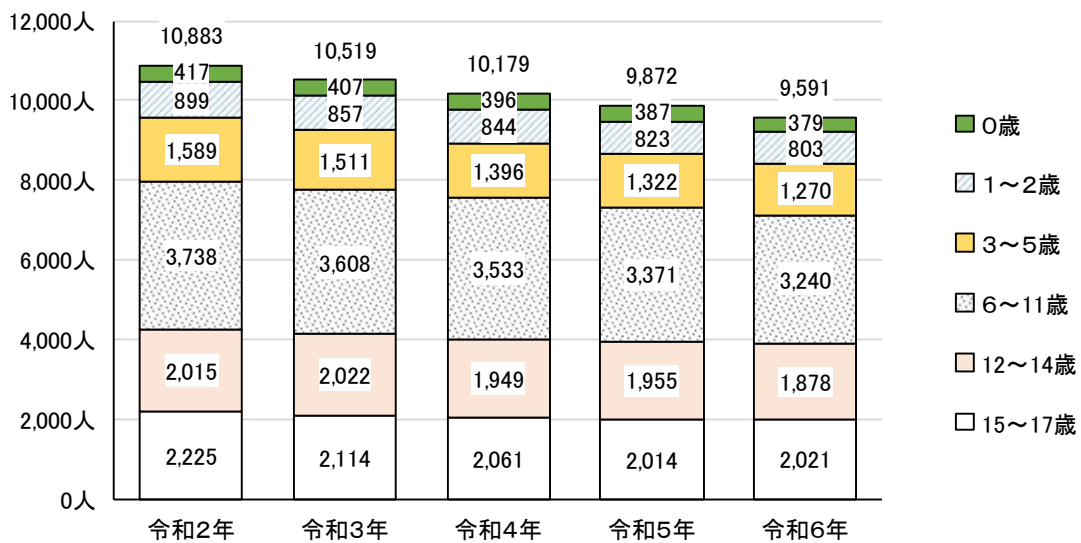


## (2) 推計児童数

本計画の対象となる児童の見込みについては、平成27年から平成31年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法※<sup>1</sup>により、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

0歳から17歳の児童数は、いずれの年齢も減少することが予測され、令和2年の10,883人から令和6年には9,591人となり、1,292人の減少が見込まれます。

### ■ 児童数の見込み



資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)による推計

※<sup>1</sup> コーホート変化率法: 各コーホート(同じ期間に生まれた集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。



## 2 教育・保育の量の見込みと確保方策

新制度では、教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

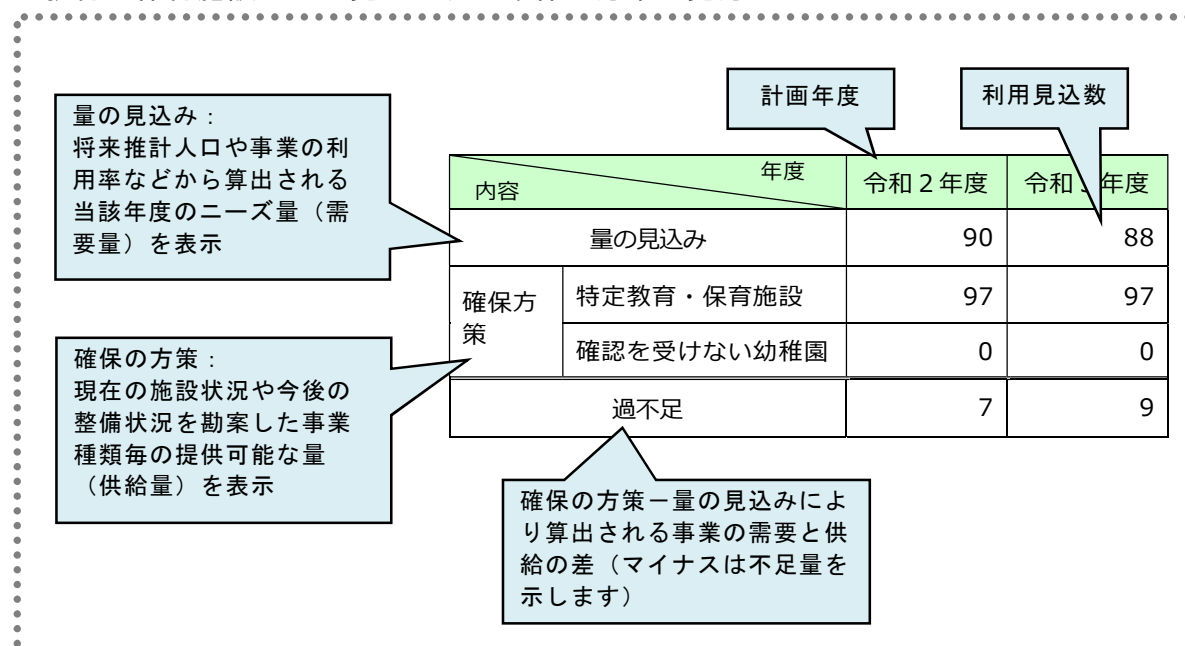
また、認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

年齢で区分した認定区分、利用できる施設及び事業などは、以下のとおりです。

### ■利用できる主な施設および事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定) 新1号認定	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育園 認定こども園
		2号認定 (保育短時間認定)	
		1号認定+新2・3号認定	幼稚園 認定こども園
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育園 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

### ■教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策の見方



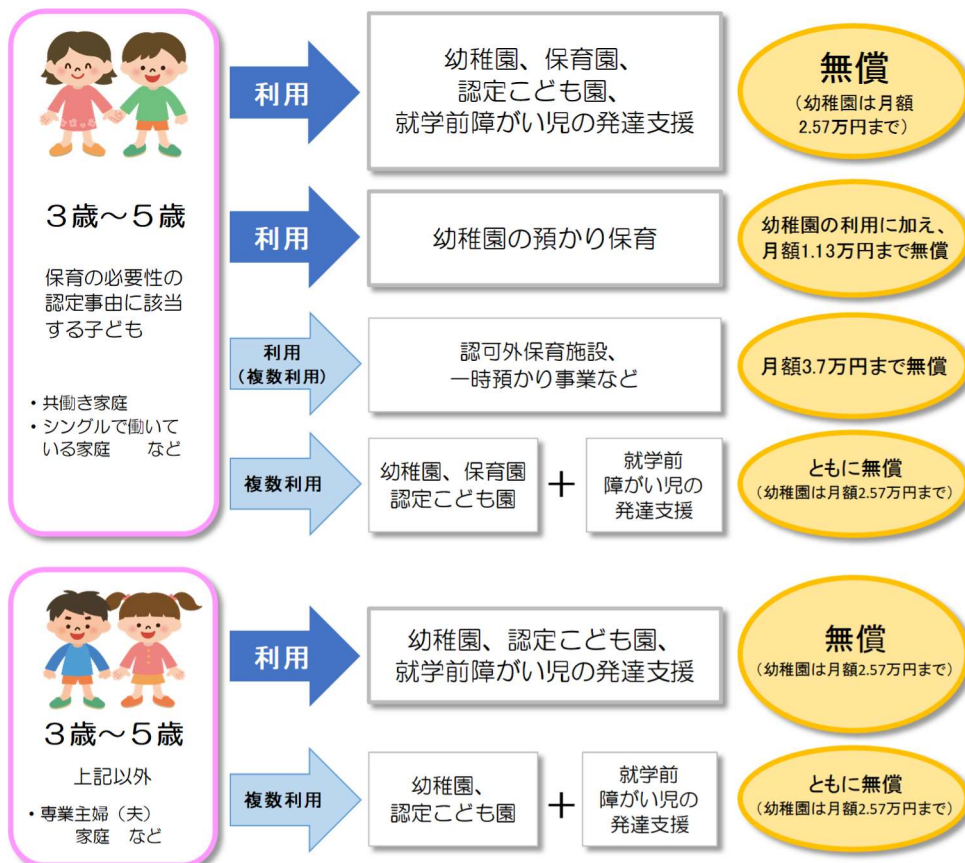


なお、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から始まった幼児教育・保育の無償化を踏まえて、量の見込みと確保方策を設定します。

■ 幼児教育・保育の無償化について

対象	無償化の内容
幼稚園、保育園、認定こども園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償化されます。</li> <li>○0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。</li> <li>○幼稚園、保育園、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。</li> </ul>
幼稚園の預かり保育	○新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円（満3歳は最大月額1.63万円）までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。</li> <li>○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となります。</li> </ul>
就学前の障害児の発達支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学前の障害児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化されます。</li> <li>○幼稚園、保育園、認定こども園も利用する場合は、ともに無償化の対象となります。</li> </ul>

■ 幼児教育・保育の無償化のイメージ





## (1) 認定こども園及び幼稚園（1号認定）

### 【事業概要】

満3歳以上の就学前児童の教育を行うもので、認定こども園は保育園と幼稚園の枠組みを超えて、保育・幼児教育を一体的に提供します。なお、幼稚園は新制度の施設型給付及び確認を受けない幼稚園（現行の私学助成を継続）の2種類となります。

### 【現状】

本市では、認定こども園2か所、幼稚園6か所において、保育・教育を提供しています。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	639	621	563	497	422
確保方策	1,070	1,060	1,060	945	640
特定教育・ 保育施設	910	900	900	945	640
確認を受けない幼稚園	160	160	160	—	—
過不足	431	439	497	448	218

※令和元年度に掲載している数値は見込み値となっています。(以降、同様)

### 【量の見込みと確保方策】

1号認定については、市内の幼稚園等により必要な事業量は確保できる見込みです。

また、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、幼稚園在園児の定期的な一時預かり事業（預かり保育）の提供体制の確保を図ります。

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用 定員総数)	542	515	476	451	433
確保方策	950	950	950	950	950
特定教育・ 保育施設	950	950	950	950	950
過不足	408	435	474	499	517



## (2) 認定こども園及び認可保育園、認可外保育施設（2号認定）

### 【事業概要】

保護者の就労などにより家庭で保育できない子どもの保育を行うものです。なお、「特定教育・保育施設（認定こども園・保育園）」、「認可外保育施設」の2事業があります。

### 【現状】

本市では、認可保育園14か所、認定こども園2か所において、家庭で保育のできない子どもの保育を実施しています。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	1,113	1,106	1,077	1,100	1,058
確保方策	1,023	1,033	1,033	1,033	1,038
特定教育・ 保育施設	1,023	1,033	1,033	1,033	1,038
認可外 保育施設	—	—	—	—	—
過不足	▲90	▲73	▲44	▲67	15

### 【量の見込みと確保方策】

市内保育園等の利用定員（県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員）を設定しました。

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用 定員総数)	1,025	975	900	853	819
確保方策	1,038	1,038	1,038	1,038	1,038
特定教育・ 保育施設	1,038	1,038	1,038	1,038	1,038
過不足	13	63	138	185	219



### (3) 認定こども園及び認可保育園、特定地域型保育事業、認可外保育施設 (3号認定)

#### 【事業概要】

保護者の就労などにより家庭で保育できない子どもの保育を行うものです。なお、特定地域型保育事業は0～2歳児までを対象とした「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4事業があります。

#### 【現状】

本市では、認定こども園2か所、認可保育園14か所において、家庭で保育のできない子どもの保育を実施しています。

(単位：人)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	0歳	1,2歳	0歳	1,2歳	0歳	1,2歳	0歳	1,2歳	0歳	1,2歳
利用実績	139	576	125	577	118	577	129	558	102	547
確保方策	120	577	120	577	120	577	120	577	120	572
特定教育・ 保育施設	120	577	120	577	120	577	120	577	120	572
特定地域型 保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
過不足	▲19	1	▲5	0	2	0	▲9	19	8	25

#### 【量の見込みと確保方策】

市内保育園等の利用定員（県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員）を設定しました。国の通知に基づき、入所者数については定員を上回る弾力的な受け入れを実施しています。また、共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育園及び認定こども園において、保育利用定員の確保を図ります。

(単位：人)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1,2歳	0歳	1,2歳	0歳	1,2歳	0歳	1,2歳	0歳	1,2歳
量の見込み (必要利用 定員総数)	128	524	125	513	122	519	119	519	116	519
確保方策	120	572	120	572	120	572	120	572	120	572
特定教育・ 保育施設	120	572	120	572	120	572	120	572	120	572
特定地域型 保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
過不足	▲8	48	▲5	59	▲2	53	1	53	4	53





### ■0～2 歳児の保育利用率

0～2 歳児の保育利用率は、平成 31 年 4 月 1 日現在で 43.7%となっており、国から示された基本指針等に従って、計画期間における 0～2 歳児の保育利用率を次のとおり定めます。

(単位:人、%)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童数	1,735	1,657	1,600	1,480	1,390
保育園児童数	715	702	695	677	627
保育利用率	41.2	42.4	43.4	45.7	46.7

(単位:人、%)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
推計児童数	1,316	1,264	1,240	1,210	1,182
保育園児童数	652	638	641	638	635
保育利用率	49.5	50.5	51.7	52.7	53.7



### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

#### ■地域子ども・子育て支援事業

事業		事業内容	対象年齢等
①	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	0～5歳、 1～6年生
②	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業	0～2歳
③	妊婦健康診査	妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に助産師・保健師・看護師・母子保健推進員が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業	出生時など
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援など）を行う事業	0～18歳、 保護者、妊婦
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の専門性向上及び連携強化事業	0～18歳、 保護者、妊婦
⑥	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	0～5歳、 1～3年生
⑦	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	児童の預かり等の援助を希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	0～5歳、 1～6年生
⑧	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	3～5歳
		保育園その他の場所での一時預かり	0～5歳
⑨	延長保育事業（時間外保育事業）	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業	0～5歳
⑩	病児保育事業	児童が発熱等で急に病気になった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業	0～5歳、 1～3年生



## ■地域子ども・子育て支援事業

事業	事業内容	対象年齢等
⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	1～6年生
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、各施設で実費徴収を行うことができることとされている費用について助成する事業	保護者
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び確保の内容は以下のとおりです。

### （1）利用者支援事業

子ども及びその保護者または妊婦が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【現状】

市内1か所で実施しています。

（単位：か所）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
基本型・特定型	—	—	—	—	—
母子保健型	1	1	1	1	1

#### 【量の見込みと確保方策】

引き続き、「母子保健型」1か所で、必要な事業量の確保を図ります。

（単位：か所）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型	—	—	—	—	—
母子保健型	1	1	1	1	1



## (2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

### 【現状】

市内4か所の保育園のほか、総合福祉センターにおいて、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

(単位：人回/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	2,117	2,268	2,053	2,092	2,090
実施か所数	4	5	5	5	5

### 【量の見込みと確保方策】

確保方策等については、今後も市内の保育園や総合福祉センターとの連携により、必要な事業量の確保を図ります。

(単位：人回/年)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,920	1,920	1,800	1,680	1,680
か所数	5	5	5	5	5



### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

#### 【現状】

定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心、安全な出産につながるため、母子健康手帳交付時に定期的に健診を受けるよう促しています。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	6,454	6,198	5,612	5,501	5,300
確保方策	実施場所：県内医療機関（群馬県医師会に委託） 助産所及び県外委託医療機関 実施体制：妊娠届出時に1人あたり14回分の受診票を交付し、健診受診時に医療機関に提出し健診を実施 検査項目：県内統一の妊婦健康診査の内容に準じる				

#### 【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心、安全な出産につながるため、母子健康手帳交付時に定期に健診を受けるよう促していきます。今後も、医師会等との連携のもと、県内の医療機関・助産所における受診機会の提供を図るとともに、引き続き県外の医療機関等における受診も可能とし、妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大を図ります。

(単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	5,200	5,100	5,000	4,900	4,800
確保方策	5,200	5,100	5,000	4,900	4,800



#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、母子保健推進員等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

##### 【現状】

市内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、母子保健推進員等が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	543	504	441	418	500
確保方策	実施体制：母子保健推進員、保健師、看護師 実施機関：館林市 委託団体：館林市母子保健推進員協議会				

##### 【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。

訪問では、子育てに関する情報提供並びに乳児及び保護者の心身の状況、養育環境の把握を行い、訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	490	480	470	460	450
確保方策	490	480	470	460	450



## (5) ー1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援など）を行う事業です。

### 【現状】

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、家庭児童相談員や市の関係課の保健師等が自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	154	152	177	256	220
確保方策	実施体制：保健師、家庭児童相談員等 実施機関：館林市				

### 【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら適切な支援を行います。

(単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	240	240	240	240	240
確保方策	240	240	240	240	240



## (5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性向上及び地域ネットワーク構成機関間の連携強化を図ります。

### 【現状】

本市における要保護児童対策地域協議会では、定期的に代表者会議、実務者会議を開催しています。そのほか、必要に応じて個別ケース検討会議を行い、要保護児童等に対する支援を協議しています。さらに、児童虐待をはじめとした要保護児童等に対する対応のスキルアップを図るため、構成機関対象の研修を実施しています。

### 【確保方策】

今後も現在の取り組みを継続しつつ、国の動向を踏まえながら必要に応じて新たな取り組みを検討します。





## (6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

### 【現状】

保護が必要となる事案が発生した場合は、近隣市町村の児童福祉施設等と連携し、対応しています。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	0	1	1	1	1
実施か所数	2	2	2	2	2

### 【量の見込みと確保方策】

引き続き、児童福祉施設等と連携を図りながら対応するとともに、幅広く事業の周知を図り、子育て家庭の負担軽減に努めます。

(単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1	1	2	2	2
確保方策	3	3	3	3	3
か所数	2	2	2	2	2



## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

### 【現状】

本市では、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡・調整を実施しています。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	24	144	266	382	454
確保方策	90	90	266	382	454

### 【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。まかせて会員の拡大と安定的な確保に努め、必要な事業量の確保を図ります。

(単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	443	427	418	399	384
確保方策	443	427	418	399	384



## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園及び保育園その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

確保方策については、量の見込みに対して幼稚園や保育園等の既存の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

### ① 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

#### 【現状】

本市では、幼稚園及び認定こども園8か所において、預かり保育を実施しています。

(単位：人日/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	11,783	11,506	11,553	13,094	13,000
確保方策	29,920	29,920	29,920	29,920	29,920
幼稚園	25,520	25,520	25,520	25,520	25,520
認定こども園	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400

#### 【量の見込みと確保方策】

本事業については、ニーズ量を必要な事業量として見込んでいます。本市の幼稚園及び認定こども園8か所において預かり保育を実施することにより、必要な事業量の確保を図ります。

(単位：人日/年)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	12,055	11,463	10,591	10,029	9,635
1号利用	2,090	1,988	1,837	1,739	1,671
2号利用	9,965	9,475	8,754	8,290	7,964
確保方策	29,920	29,920	29,920	29,920	29,920
幼稚園	25,520	25,520	25,520	25,520	25,520
認定こども園	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400



② 保育園その他の場所での一時預かり  
(ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む)

【現状】

本市では、保育園2か所において、一時預かり事業を実施しています。

また、育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者に対してファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

(単位：人日/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	2,755	2,788	3,147	2,580	4,671
確保方策	4,890	5,318	5,426	5,406	5,360
一時預かり	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640
ファミリー・サポート・センター	250	678	786	766	720
子育て短期支援事業	—	—	—	—	—

【量の見込みと確保方策】

市内の保育園2か所において実施する一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図るほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）による提供体制も確保します。子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、本制度の周知を図るとともに、提供会員の拡大と安定的な確保に努めます。

(単位：人日/年)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	3,398	3,246	3,083	2,962	2,868
確保方策	3,398	3,246	3,083	2,962	2,868
一時預かり	2,704	2,583	2,453	2,357	2,282
ファミリー・サポート・センター	694	663	630	605	586
子育て短期支援事業	—	—	—	—	—



## (9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

### 【現状】

本市では、保育必要量（保育短時間・保育標準時間）の認定の範囲を超えた保育を必要とする場合には、各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育事業を実施しています。

このうち、市内9か所では、保育標準時間である最大11時間を超えた受け入れを実施しています。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	661	673	662	666	650
確保方策	661	673	662	666	650

### 【量の見込みと確保方策】

利用実績を踏まえ、算出されたニーズ量を上回る事業量を見込むこととし、保育園及び認定こども園の延長保育の実施により、事業量の確保に努めます。

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	631	603	573	550	533
確保方策	665	665	665	665	665



## (10) 病児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

### 【現状】

市内1か所で病（後）児保育を実施しています。

(単位：人日/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	386	333	336	284	300
確保方策	1,534	1,540	1,522	1,534	1,600
病児保育事業	1,434	1,440	1,422	1,434	1,500
ファミリー・サポート・センター※	100	100	100	100	100

※病児・緊急対応強化事業

### 【量の見込みと確保方策】

病（後）児保育については、1か所の定員により、見込み量に対し提供量が確保できる見通しとなっています。

(単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	294	282	270	259	249
確保方策	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
病児保育事業	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
ファミリー・サポート・センター	100	100	100	100	100



## (11) 新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めます。

### ① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

#### 【現状】

本市では、放課後児童クラブ 16 か所において、放課後及び学校の長期休業期間中などに適切な遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成支援を実施しています。

また、障がいのある子どもへの対応については、市の関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めています。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	711	740	818	855	925
1～3年生	576	576	635	640	693
4～6年生	135	164	183	215	232
確保方策	762	775	916	855	925
1～3年生	602	592	644	640	693
4～6年生	160	183	272	215	232

#### 【量の見込みと確保方策】

既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定します。

また、障がいのある子どもへの対応については、市の関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めます。



(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	957	993	1,029	1,049	1,066
1年生	218	225	236	227	223
2年生	241	231	238	249	240
3年生	235	254	243	250	261
4年生	89	90	102	102	109
5年生	83	100	100	112	111
6年生	91	93	110	109	122
確保方策	973	973	973	973	973
過不足	16	▲20	▲56	▲76	▲93
か所数	16	16	16	16	16
子ども教室との 一体型クラブ数	0	0	0	0	1

## ② 放課後子ども教室事業

放課後子ども教室は、小学校全学年を対象として、放課後の安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業です。

### 【現状】

本市ではNPO法人が1教室を開設していますが、他小学校区の実施に向けての調査・研究を開始します。

### 【量の見込みと確保方策】

他市町村の実施状況を調査し、先進地の視察を行います。実施内容等を検討後、実施モデル校を選定し、運営を開始します。実施状況を評価し、実施校の拡大を図って行きます。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施を目指し、地域の実情を考慮しながら、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

(単位：か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
か所数	1	1	1	1	2





## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、各施設で実費徴収を行うことができるとされている費用について助成する事業です。

### 【現状】

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成しています。また、新制度に移行していない幼稚園における副食費の実費徴収分の補助を行っています。

### 【確保方策】

引き続き、子ども・子育て支援法に基づき、保護者の世帯状況等を勘案し、必要に応じて実施します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。



## 4 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって

### (1) 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

保育園等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、早期に切り上げたりする状況があれば、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスが保たれているとは言えません。

産前・産後休業や育児休業の満了時に、保護者が希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、こども福祉課窓口や地域子育て支援センター等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実や当事者に対する相談支援に努めるとともに、教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備を図ります。

### (2) 幼稚園及び保育園から認定こども園への移行に対する支援

各地域の子どもの教育・保育施設等の利用状況等を把握した上で、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育園からの相談に対し、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援します。

幼稚園や保育園から認定こども園へ移行するに当たり、国や県において財政支援事業がある場合は、当該事業の活用についても支援します。

### (3) 市が行う支援

認定こども園、幼稚園及び保育園が、幼児期の教育・保育の良さを生かした園づくり、園運営を行うと共に、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針等を踏まえ、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士による合同研修等を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めていきます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針で求められている質の高い教育・保育や多様なニーズへの対応、子育て支援等のサービスに対応できるような研修を推進します。

### (4) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携

認定こども園、幼稚園、保育園及び地域型保育事業相互間で情報を共有し、協力体制を構築するなど、その連携に努めます。



### **(5) 質の高い教育・保育に係る基本的考え方とその推進方策**

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表者等による情報交換や研究を推進し、質の高い乳幼児期の教育・保育の提供に努めていきます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて、子どもの育ちを大切にする教育・保育を実践します。

より質の高い教育・保育の提供を図るため、多様で柔軟な保育サービスの提供ができる「民間活力の導入」を検討します。

### **(6) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策**

教育・保育施設等を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実させることが必要です。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、全ての子ども・子育て家庭に対し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

### **(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保**

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

### **(8) 外国につながる幼児への支援・配慮**

教育・保育施設等において海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。



## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画の推進により目指していく子ども・子育て支援とは、第一に子どもの健やかな成長が保障され、保護者は子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。それにより、保護者の子育ての責任が果たされると同時に、幼い我が子と向き合い、しっかりと子育てに取り組める親としての権利が守られることにもなります。

そのため、本市では、庁内関係各課や教育・福祉・保健医療の関係機関等との連携を図りながら、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする計画に掲げた事業・施策の総合的な実施を図ります。

また、すべての市民が、子育ての最も大きな責任は父母をはじめ保護者が有することを前提としながらも、すべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

#### (1) 家族の役割

家庭では十分な愛情をもって子どもに接しながら、人としての基本的なしつけや社会のルールを教えるなど、子どもの育ちに責任をもつことが大切です。さらに、保護者自身が地域の中で、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、地域の子育て支援に対し役割を果たしていくことが求められます。

#### (2) 地域の役割

すべての市民が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、地域全体で子育てを支援し、子どもの成長を地域全体で見守っていくことが求められます。

また、家庭、地域、幼稚園、保育園、認定こども園、学校などの子どもの生活の場が相互に連携し、地域コミュニティの中で子どもを育むことが必要であり、特に教育・保育施設は、地域に開かれたものとなり、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。



### (3) 企業の役割

子育て中の保護者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、保護者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援などを通じて、保護者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

## 2 計画の進捗管理

計画期間中は、こども福祉課が事務局となり、「館林市子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、市民や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行を管理していきます。

なお、庁内の推進体制として、各施策・事業の現場担当者等で構成する部門横断的な進行管理会議の設置も視野に入れ、各部署間の情報共有と有機的な連携に努めます。

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、施策・事業の実績などを用いて実施し、取り組みの改善につなげていきます。

5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

## 3 計画の周知及び広報

本計画の趣旨は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとともに、市民や職域などそれぞれが協働し、地域一丸となって子育てを支えるまちづくりを目指すものです。

本計画が市民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、本計画の内容については、市のホームページ、広報紙等を通じて広く周知します。